

S A D C の動向

平成12年 3月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

総 研
J R
99-72

本報告書は、平成 11 年度国際協力事業団客員研究員に委嘱した研究の成果を取りまとめたものです。

なお、本報告書に示されている様々な見解・提言等は、当事業団の意見を代表するものではないことをお断りします。

目 次

要約	1
はじめに	5
1. 創設及び組織構成	6
1 - 1 南部アフリカ地域	6
1 - 2 創設の経緯	7
1 - 3 原則及び目的、加盟国	9
1 - 4 機関	13
2. 共同体建設	20
2 - 1 議定書等による共同体建設	20
2 - 2 共有水域システム議定書(Protocol on Shared Water Course Systems in the SADC).....	21
2 - 3 南部アフリカ電力プール(Southern African Power Pool)	22
2 - 4 麻薬取引対策議定書(Protocol on Combating Illicit Drug Trafficking).....	22
2 - 5 エネルギー議定書(Protocol on Energy).....	23
2 - 6 運輸通信気象議定書(Protocol on Trasport, Communications and Meteorology).....	24
2 - 7 貿易議定書(Protocol on Trade).....	25
2 - 8 その他の議定書	25
3. 地域統合	28
3 - 1 アフリカ経済共同体(African Economic Community : AEC).....	28
3 - 2 SADC の地域経済統合	31
4. 地域の安全保障	35
4 - 1 冷戦の終焉	35
4 - 2 政治、防衛及び安全保障に関する SADC 機関	36
4 - 3 アンゴラ	38
4 - 4 ザンビア	39
4 - 5 コンゴ	41
4 - 6 レソト	42
4 - 7 将来の展望	42
5. SADC と域外パートナー	44
5 - 1 SADC 協力の態様	44
5 - 2 各域外パートナーの協力	45

6. 日本の SADC 協力	52
6 - 1 現在までの協力	52
6 - 2 課題と提言	53

参考文献

- 別添 1 SADC 条約(和訳)
- 別添 2 SADCC 覚え書き(和訳)

要 約

南部アフリカ開発共同体(Southern African Development Community : SADC)の前身は、1979 年 7 月のタンザニア、アリューシャでの会議、また、翌1980年4月に行われたザンビア、ルサカ首脳会議に基づき設立された南部アフリカ開発調整会議(Southern African Development Coordination Conference : SADCC)である。

南部アフリカ諸国は、1980年のルサカでの首脳会議において、南部アフリカ地域においての多数支配、植民地主義からの解放、人種主義からの解放を進めてきたフロントライン諸国を母胎とし、南アに限定しないが、特に同国への経済依存からの脱却、公平な地域統合を創造する連携の案出、国家、国家間、域内の政策の実行の促進のための資源の動員、経済的解放へ向けた戦略の枠組みにおける国際的協力の獲得のための協調行動の 4 点を目標とし、SADCC を発足させた。

しかしながら、SADCCの活動目標は、自由貿易地域や超国家組織を形成することではなく、南アへの経済依存からの脱却という課題を、地域内の「経済開発協力」に向けて、国境を越えた裨益効果を持つプロジェクトの選択、承認及び実行を通じて実施するに留まっていた。特にSADCCにとり重要とされたのは、運輸通信セクター及び農業セクターであり、その両セクターには常設の委員会が設置されている。運輸通信セクターではSADCC加盟国の内6カ国までが港を持たない内陸国であった現実のため、南アの道路、鉄道や港湾施設利用への依存脱却に向けた戦略が進められた。

このような多国間地域協力の歴史の上で、大国による影響を受けた南部アフリカ諸国が、SADCC発足時に採用した一つの解決手段は加盟国間における分権化であった。加盟国間の意思決定過程における不平等な取り扱いのみならず、事務局の肥大化による先行も懸念されたことから、ボツワナの首都ハボロネに設置された事務局は十数名のスタッフのみを有し、非常に限られた調整業務や調査業務又は各種の会議などの準備などのロジ的業務を行うことと方向づけられた。

ナミビアのウイントフックにて行われた1992年7月のSADCC首脳会議においてSADC条約が署名され、覚え書きに基づく調整会議的な国際機関から、条約をベースにした地域的国際機構への発展的解消を実現した。SADCも、SADCCと同様に、南部アフリカ地域の社会経済開発を一義的な目的として存在する国際機構であることは間違いないが、その方向性で大きくSADCCと異なることは、SADCCが南アのapartheidへの対抗から生まれた組織であったことに対し、SADCがapartheid後の地域発展を目した組織として、加盟国間の政治的問題や平和と安全保障の獲得を視野に入れている点である。また、経済的には、「地域統合」を目的の一つとしている。

SADCは事務局先行型の国際機構ではない。主要な決定は、首脳会議及び閣僚理事会にて行われ、各開発セクター毎の取りまとめは、加盟国のうちの担当国が行うことから、極めて分権的な特徴を備えている。SADCの機関としては、首脳会議、閣僚理事会、セクター別常設委員会、事務レベル常設

委員会、事務局及び裁判所などがある。SADCの特徴的な点としては、各セクターを加盟国に割り当てており、加盟国は、所轄省内にセクター調整部門(Sector Coordinating Unit: SCU)を設置していることがあげられる。右部門が域内全体の当該セクターについての政策の策定、計画の実施及び運営を行う。このようにセクター調整部門を設けることで、各加盟国が、機構全体の活動の実施に直接関与し、国家単位ではなく、地域単位で(当該セクターの)開発につき取り進められる利点が挙げられる。また、ドナーや開発パートナーとの協議の場として、年次協議が開催される。

SADCCにおける地域内協力活動は、国境を越えた裨益効果を持つプロジェクトの承認及び実行を通じて実施されていたが、共同体に発展した現在でも、SADCプロジェクトのSADCにおける重要性に変化はない。SADCでは、そのようなプロジェクトをSADCプロジェクト、同プロジェクトの総称をSADC 行動計画(SADC Programme of Action)と呼称する。SADC プロジェクトは、セクター調整部門で起案され、セクター別閣僚会議を経て、閣僚理事会にて承認されることにより成立する。SADCの発行する年次報告(1997 / 98年分)によると、進行中のものも含め389件、総計77.7億米ドルのSADCプロジェクトが存在する。総額のうち86.65%に相当する67.4億米ドルを域外からの支援に依存する。

SADCCは1980年の創設以来、セクター計画アプローチと言われるアプローチを採択し、南部アフリカ地域の開発に取り組んできた。セクター計画アプローチは低開発への問題対応について機能的協力を実施することを意味し、右はSADCCの文脈ではセクター別の一国に拠らない地域的なプロジェクトを選定、採用、実施していくなかで地域協力体制を積み上げていくものであった。12年間にわたるセクター別の開発への取り組みが加盟国間の相互交流から相互理解へ、そして地域的な開発政策の形成から地域アイデンティティの形成へとそれなりの貢献をしてきたことは間違いない。そこでは、政治、外交及び安全保障などの高度な政治分野(high politics)は議論されず、また、対象とされた運輸通信セクターや農業セクターなどでの協力を通じて域内の安全保障を確立するという「機能主義」的な要素も見られないこともSADCCの統合度の緩さを表していたと言える。SADCCが市場統合モデルを採用せず、実行可能な地域協力を地道にとり進めたことが西側援助国に評価された一因として挙げられる。

しかし、SADCへの改組を決定した1992年の首脳会議で採用されたSADCの共同体建設の戦略は、「開発統合(Development Integration)アプローチ」と言われるもので、従来のセクター計画アプローチに市場統合アプローチを加えるものであった。SADCは、加盟国政府による協力と実行、そして国民や産業界などの参加を、統合のための必要不可欠の条件であると認識し、前者である政府間の協力を主に議定書による制度造りで形成されとしている。SADCで最初に署名された議定書は、SADC条約と同時に作成された条約に関する議定書である。その後は共有水域システム議定書、麻薬取引対策議定書、エネルギー議定書、運輸通信気象議定書、貿易議定書などの議定書が署名され、一部は既に発効している。

1996年の首脳会議では、政治、防衛及び安全保障に関するSADC機関の設立が決定され、域内外に

おける政治、防衛及び安全保障問題は同機関にて論議、調整が行われるようになった。その後、同機関によるコンゴ紛争の調停は頓挫するなど SADC の制度的地域安全保障問題への取り組みは頓挫し、現在、同機関の役割の再考が実施されているが、ザンビア大統領やボツワナ元大統領などの仲介によるコンゴ紛争の和平交渉は継続されており、この点においても、SADCの地域機構としての安全保障上の役割は消滅してはいないと言える。米国も、1999 年に「チルバ大統領を指導的な役割におき、SADCは当該紛争終結のためのエンジンとして受け入れられている」との見解を示しており、同様に、EU も SADC によるコンゴ紛争の和平交渉を評価し財政的支援を実施している。

1997年の首脳会議より、新たに2カ国が加盟したことにより、独立以降継続的に南部アフリカの植民地的及び人種的解放に深く関わっており、かつSADCCの創設からの主要なメンバーであったタンザニアを除き、SADCは、従来の南部アフリカ地域以外でも、モーリシャス、セイシェル及びコンゴなど、多様な顔ぶれを揃えることになった。そのような加盟国の多数化及び多様化が地域統合に与える影響はいかなるものであろうか。地域統合の属性の中でその制度化に影響を与える要因として、「参加国数」と参加国間の「力の分布」が挙げられる。加盟国が増加し、特にアフリカ第3位の面積、第4位の人口を有し、豊富な鉱物資源を保有するコンゴが新たなメンバーとなったことは、「SADC自由貿易地域」成立後における市場としての「規模の利益」も享受できようし、またSADCにとって、国連などの国際交渉の場における交渉力も強くなろう。半面、地域内の紛争の処理の対策や地域全体のセクター別政策の見直しは避けがたくなるなど、新たな地域レベルの計画を構築する作業が必要であり、そのためのコストや時間も今後追加されなければならないなど、加盟国の増加による統合の速度の低下は避けられない事実となっている。

SADCに対する域外からの協力の態様は、大きく分けて3つに分類される。対事務局協力、対SCU協力及び対SADCプロジェクト協力である。SADC事務局への支援の形態としては、事務局の経常予算への支援、右のうち、より具体的なものとしてEUなどが行っているような特定のポストの事務局員に必要な人件費の負担、或いは日本が96年から実施している専門家派遣などの人的貢献などがあげられる。対SCU協力は、国際機構としてのSADCそのものの機関ではなく、SADC加盟国政府内の一組織である加盟国のSCUに対して行う協力である。形態として、SCUの実施する調査やワークショップなどの費用負担や専門家派遣などの人的貢献があげられる。なお、SCUは加盟国の組織であるので、右に対する協力は2国間の枠組みで可能である。対SADCプロジェクト協力は、毎年、の年次協議で開発パートナー側に報告されるSADC行動計画に対する協力で、調査研究やワークショップなどのソフト案件からダムや橋の建設などのハード案件までさまざまなものが存在する。

EU、Nordic諸国や米国などの多くのドナーが、機構や制度としてのSADCを支援するなかで、日本は南部アフリカに対する協力のためにSADCという視点を取り込むことに大きくおくれをとっていた。SADCは日本を「厳密に2国間アプローチに従っている国」と見なしている。1990年代に入り、2度のアフリカ開発会議が東京で開催され、両会議でも「アフリカにおける地域協力の重要性と外部からの支援の必要性」が確認されているが、現在のところ、日本側も2国間アプローチを変更する方向にはない。

南部アフリカ地域の問題の多くは国境線にさえぎられないものも多い。その場合に、他の有力なドナーはSADCという受け皿を活用しており、その中で地域的な課題(HIV/AIDS、国際犯罪、麻薬、運輸通信システム、貿易、金融、投資など)を取り上げている。従来から、EUやNordic諸国はSADCと定期閣僚会議を開催し、上記のような地域的課題への協力を進めてきたが、1999年からは、米国もSADCと定期協議を開始した。

日本は、地域的視点を持つために、まず必要な地域レベルの情報を収集でき得るシステムを新設しなくてはならない。将来的にはUSAID南部アフリカ地域センターのような現地拠点を設置することが必要となろう。また、今後の政策形成を進めるためには、これまでに地域内の諸国自身、あるいは他のドナーとの協調のなかで築き上げられてきた過去の成果を正確にふまえないと、それは独りよがりな援助になる恐れがある。オーナーシップとパートナーシップ、援助協調が重要であるということを尊重し、実践することが求められる。また、安全保障問題でも、アフリカによるアフリカの紛争の解決が望ましいならば、日本も米国やEUのような姿勢をとり、地域機構による域内紛争の解決にいささかなりとも支援を行うという可能性を探るべきものと思われる。

SADCへのEU、米国のあと押しは1990年代後半に入って特に強くなってきている。現在までと同じ様に日本の支援がなくとも、地域機構としてのSADCが崩壊することはあり得ない。米国がUSAID南部アフリカ・イニシアチブで記しているとおり、「地域の議論は、地域協力と統合が求められるべきか否かではなく、むしろ、いつ、どのセクターで、どの制度的取り組みのなかでということなのである」。少なくとも南部アフリカ地域に関しては、地域協力と統合が確実に進行しており、これまで地域で捉えた方がより良い解決につながると理解されていた問題の多くは、既にSADCと他のドナーとの間で協議されている。アフリカ支援を強化する方向を打ち出すわが国は、南部アフリカ地域に対する認識及び政策を早急に形成することが必要となっている。

はじめに

南部アフリカ開発共同体(Southern African Development Community : SADC)は、南部アフリカの諸国を主な加盟国とする地域的国際機構である。SADC加盟国は現在14カ国であるが、機構としてのSADCは1980年に発足した南部アフリカ開発調整会議(Southern African Development Coordination Conference : SADCC)から始まる。SADCCは創設時より、小さな事務局をめざして設立されており、SADCに改組した現在でもその方針は変更していない。

1990年代初頭、地域市場統合の役割を担う地域機構への期待は世界的に高まり、南アの加盟を控えたSADCの将来はややもすれば虹色に描かれたが、1990年代後半に入ると、日本におけるSADCに対する地域的開発機構としての期待は大きく後退した感がある。1993年のTICAD1での「東京宣言」及びその5年後のTICAD2における「東京行動計画」でも、アフリカにおける地域的機構の役割の重要性と外部支援の必要性が強調されているが、わが国によるアフリカの地域機構への直接協力は決して活発化したとは言えない。

SADCに対する支援を拡大することに対する阻害要因としては、前述の通りSADCが小さな事務局中心の組織であり、強力な開発実行手段を持たないこと、加盟国のコミットメントの度合いが不透明であること、政治外交分野におけるSADCの貢献度が確認できないこと、等が挙げできるが、まず第一にはSADCが将来的にどのような地域的役割を求め、求められているかが不明瞭であることであろう。わが国にとって、何より必要なことは、SADCの設立の歴史的経緯、組織機構、機能、今後の方向性などを含めたできるだけ詳しい情報と理解を得ることであると思われる。

1994年にアフリカ大陸で最大の経済大国南アがSADCに加盟したことで、SADCの性格は大きく変化した。南アのアパルトヘイトという「歴史的巨悪」への対抗が目的であり絆であったSADCがその旗印を失ったことである。しかし、現在SADC諸国は、経済統合と地域安全保障を柱として共同体建設を進めつつあり、そのためにNordic、EUそして米国などの支援を継続して享受している。SADCの動向を見極めるために他ドナーとの協力を参考にすることは欠かせない。

南部アフリカ地域の政治経済情勢は大国南アの動向に大きく左右されるであろうし、わが国にとっても南アを筆頭とする地域諸国との2国間関係を確固たるものにすることが最も重要であることは間違いない。反面、地域レベルで捉えるべき課題も南部アフリカには山積するため、今後は地域レベルの情報収集から始まる政策の形成と協力の実施が必要となる。以下、SADCの組織構成と政治経済分野での取り組み、そして他ドナーとの協力関係を中心に、SADCの基礎情報となるべく本報告を作成した。

1. 創設及び組織構成

1 - 1 南部アフリカ地域

第2次世界大戦の終結後の1940年代後半にはヨーロッパ植民地下のアジア諸国は次々と独立を達成したが、同じく植民地下にあったアフリカ大陸での独立の獲得は、1950年代の後半にようやく開始している。

アフリカの独立がアジアに比して遅れた理由としては、アジアと比べて植民地主義に対する抵抗が少なく、解放運動の発展が遅かったこと、東南アジアの場合、太平洋戦争における日本の軍事的進出によって欧米の植民地体制そのものが打ち壊されたことが大きく作用した、ことなどが挙げられよう^{注1}。

その後、1960年は「アフリカの年」と呼ばれるように、実に17の国家がアフリカにおいて誕生した。南部アフリカ地域においても、60年代にいくつかの植民地が独立を達成したが、それらは、タンザニア^{注2}(1961年)、ザンビア及びマラウィ(1964年)、ボツワナ及びレソト(1966年)そしてスワジランド(1968年)などである。1970年代に入り、ポルトガル領であったアンゴラとモザンビークが1975年に独立したが、ジンバブエは1980年、ナミビアは1990年、南アにいたっては、1994年まで多数支配の政権の登場を待たなければならなかった。

このような南部アフリカ諸国の独立達成の遅れは、この地域が、鉱物資源に富み、農業生産に適した快適な気候を備えていたためにヨーロッパからの入植者数が多く、既得権益の固持を求めたその入植者達が、多数支配を受け入れ独立を認めた場合に成立するアフリカ人政権による反動的な、時として社会主義的な、政策の実施を恐れたことが大きな要因であると言える。

英領南ローデシアでは、現地白人が1965年11月に一方的に独立宣言を行い、1980年4月にジンバブエとして独立を達成するまでに15年間にわたる武装解放闘争を必要とした。また、ナミビアは19世紀末にドイツ植民地となった後、第1次大戦後、南アフリカ連邦を受任国とする国際連盟の委任統治領となり、第2次大戦後も南アフリカ共和国が継続して統治を行い、1967年に国連の直接責任下の地域へと決議された後も、南アの不法統治が継続した。その後、1990年に国連監視の下、選挙にて独立を達成するまで複雑な過程がある。

南アは、1960年代のアフリカの植民地が独立した「変革の嵐」^{注3}の時代から、自国の白人指導体制を守るために近隣の少数支配の国家を植民地型緩衝国家(colonial buffer states)として利用した。そのために地域で最初の大規模な軍事介入として、1975年にモザンビークとアンゴラが独立を獲得した際において、アンゴラに対し南ア国防軍を派遣したことが挙げられる。また1976年には、南ア国内の問題として、ソウェト蜂起を武力弾圧している。それらは77年の防衛白書において発表された「全体戦

注1 小田英郎(1996)p.59.

注2 タンザニアは、地理的区分においても、文化的区分においても、東部アフリカに分類するのが適当であるが、OAUの解放調整委員会の本部を首都ダルエスサラームに構え、南部アフリカの解放に貢献し、SADCC発足時からの中心的メンバーでもあったことから、政治的に南部アフリカとの関係は深いと言える。本稿では、SADC(SADCC)を中心に論述を進めていく都合上、タンザニアを南部アフリカ諸国の一員として扱うこととする。また、本稿において「地域」と記す場合は、特に説明のない限り、南部アフリカ地域を指す。

注3 1960年2月のマクミラン英首相の南ア連邦議会での演説、Griffiths(1994)p.194.

略(Total Strategy)」に基づく行動であった。同戦略は南アへの経済的軍事的依存を高めさせることによって、地域における南アの覇権を確立し、また、アフリカ民族会議(ANC、African National Congress)への援助を中止させるための強硬策であった。一連の南アによる不安定化工作の結果、1981年から1989年までの間に南アの軍事行動による南部アフリカ地域での死者は150万人、被害の米ドル換算額は450億米ドルに上ると見積もられている^{注4}。

1 - 2 創設の経緯

1 - 2 - 1 SADCC の発足

SADCの前身は、1979年7月のタンザニア、アリューシャでの会議、また翌1980年4月に行われたザンビア、ルサカ首脳会議に基づき設立された南部アフリカ開発調整会議^{注5}(Southern African Development Coordination Conference : SADCC)である。

更にSADCCの前身としては、フロンタライン諸国^{注6}(1974年結成)より更に遡り、「東部及び中央部アフリカ元首会議(Summit Conference of Heads of State and Government of East and Central African States、1966年から72年までほぼ年一回開催)」、また、南ローデシアのジンバブエとしての独立が確定的となったときに同国及び南部アフリカ地域への投資や援助の調整を目的とした「南部アフリカ援助調整会議(Southern African Aid Coordination Conference : SAACC)」の開催準備^{注7}が挙げられる。

国際機構としてのSADCCのアイデアは、1979年、ハボロネ(ボツワナ)にSAACC開催準備のためフロンタライン諸国の官僚が参集したおり、モザンビークより、SAACCを継承するためのシンプルな組織を結成する提案から始まったとされる^{注7}。つまり、SADCCはまさしく、その覚え書きの序文d)に記されている通り、「経済的解放へ向けた戦略の枠組みにおける国際的協力の獲得のための協調行動」のために設立された組織であった。

1980年のルサカでの首脳会議では、ルサカ宣言(Southern Africa : Toward Economic Liberation)が採択、署名され、その中で、南部アフリカ諸国は、南部アフリカ地域におけるの多数支配、植民地主義からの解放、人種主義からの解放を進めてきたフロンタライン諸国を母胎とし、特に、南アに限定しないが、特に同国への経済依存からの脱却、真性、公平な地域統合を創造する連携の案出、国家、国家間、域内の政策の実行の促進のための資源の動員、経済的解放へ向けた戦略の枠組みにおける国際的協力の獲得のための協調行動の4点を目標^{注8}とし、SADCCを発足させた。

しかしながら、SADCCの活動目標は、自由貿易地域や超国家組織を形成することではなく、南アへ

注4 Johnson P. & Martin D.(1989)pp.10-11. なお、それより更に大きく、各々200万人、624億米ドルという見積もりもある。Mandela N.(1993)p.90.

注5 原加盟国は、アンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウィ、モザンビーク、タンザニア、スワジランド、ザンビア、ジンバブエの9カ国であり、ナミビアは1990年の独立後直ちに加盟。

注6 アンゴラ、ボツワナ、モザンビーク、タンザニア、ザンビア、ジンバブエの国々。

注7 Mandaza I. & Tostenen A.(1994)pp.12 - 22.

注8 SADCC(1980)また、これらの目標は、翌年に署名されたSADCC覚え書きの序文にそのまま引き継がれている。

の経済依存からの脱却という課題を、地域内の「経済開発協力」に向けて、国境を越えた裨益効果を持つプロジェクトの選択、承認及び実行を通じて実施するに留まっていた。特にSADCCにとり重要とされたのは、運輸通信セクター及び農業セクターであり、その両セクターには常設の委員会が設置されている。運輸通信セクターではSADCC加盟国の内6カ国までが港を持たない内陸国であった現実^{注9}のため、南アの道路、鉄道や港湾施設利用への依存脱却に向けた戦略が進められた。

1 - 2 - 2 SADCC の特徴

南部アフリカ地域においての多国間地域協力はSADCCから始まったものではない。むしろ、SADC加盟諸国は全て、現在或いは過去に既に何らかの地域機構に加入していた経緯がある。また、その地域機構においては、機構内の大国からの支配や影響にいかに対処するかという問題が常に存在していた。つまり、タンザニアは、ケニアによって支配されていた東アフリカ共同体^{注10}に、マラウィ、ザンビア及びジンバブエは、ローデシア・ニヤサ連邦に属し、現在のジンバブエである北ローデシアの強い影響下にあった経緯があり、アンゴラ及びモザンビークは、ポルトガル支配色の強いルソフォン同盟^{注11}、またボツワナ、レソト、スワジランド及びナミビアは、南部アフリカ関税同盟(Southern African Customs Union : SACU)のなかで、現在でも南アに関税業務の大部分を委ねるに至っている。

このような多国間地域協力の歴史の上で、大国による影響を受けた南部アフリカ諸国が、SADCC発足時に採用した一つの解決手段は加盟国間における分権化であった。加盟国間の意思決定過程における不平等な取り扱いのみならず、事務局の肥大化による先行も懸念されたことから、ボツワナの首都ハボロネに設置された事務局は十数名のスタッフ^{注12}のみを有し、非常に限られた調整業務や調査業務又は各種の会議などの準備などのロジ的業務を行うことと方向づけられた。その他、分権化に向け採用された実施策としては、

毎年7、8月に行われる首脳会議にて重要問題の決定を行う、

個々のセクターでの決定は所掌する大臣の集う閣僚級会議で行い、各セクターでのプロジェクト遂行の責任をセクター担当国が持つ、

援助国^{注13}によるプロジェクト支援が決定したならば、プロジェクトの遂行はプロジェクトサイ

注9 南部アフリカ地域に位置する10の港湾の内、ダルエスサラーム港を除く全てが南アの支配下、或いは同国の不安定化工作の影響下にあった。Kapungu L.T.(1994) p.46.

注10 東アフリカ共同体(1967 - 77)は、東アフリカ協力委員会(EAC、Commission of East African Co-operation)として1996年3月14日に再発足した。事務局はタンザニアのアリユシャに設立。

注11 ルソフォン同盟は、ポルトガル語圏共同体(CPLP、the Community of Portuguese-speaking Countries)として、ポルトガルの他、アンゴラ、ブラジル、ケープベルデ、ギニアビサウ、モザンビーク及びサオトメの加盟により、再発足した。署名の行われたリスボン会議では、ブラジルの安保理常任理事国入りを支援する旨の決議などを行っている。また、アンゴラが1996年の首脳会議において貿易議定書及び運輸、通信及び気象に係る議定書に署名を行わなかったのは、アンゴラがSADCよりもむしろ隣接するザイールを始めとする仏語圏西アフリカとのつながりを重視するためである、との論説もある(Times of Zambia, 5 Sep. 1996)。

注12 SADC事務局の1996年9月の時点での専門スタッフ数は24名である。基本的には、事務局員はSADC域内から雇用されるが、ドイツ(GTZ)より技術アドバイザーが1名、及び、日本(国際協力事業団)より経済アドバイザーが1名派遣されている。

注13 SADCでは援助国について、donorではなく、international cooperating partner(ICP)との名称を用いている。SADCに対するICPによる援助は事務局への無償協力、SADCプロジェクトへの無償協力及び融資が主であるが、ICPのうち、Nordic諸国は新しい形の南北協力として、Nordic諸国の民間部門よりSADC地域への投資を促進する機構としてNORSADを設立するなど、民間投資促進を進めようという傾向が見られる。

トを有する SADC 加盟国が二国間援助と同様に取り行う、

などの点も挙げられよう。

1 - 2 - 3 SADC への改組

1980年代末から東欧に始まった世界的な民主化の潮流の中、1990年初春に南アのデクラーク大統領が対話路線を発表、28年間獄中生活を余儀なくされていたマンデラ ANC 名誉議長を釈放し、反アパルトヘイト組織の非合法措置を解除したことにより、SADCCは、地域の大国である新生南アの同機構への加盟を想定した上での組織の変革を図った。

ナミビアのウイントフックにて行われた 1992 年 7 月の SADCC 首脳会議において、SADC 宣言 (Towards the Southern African Development Community) と SADC 条約^{注 14} (Treaty of the Southern African Development Community) が署名され、覚え書き^{注 15} に基づく調整会議的な国際機関から、条約をベースにした地域的国際機構への発展的解消を実現した。

1 - 3 原則及び目的、加盟国

1 - 3 - 1 原則

SADC の原則を規定した第 4 条は、次の 5 つを掲げている。

- a) すべての加盟国の主権平等、
- b) 連帯、平和と安全保障、
- c) 人権、民主主義及び法の支配、
- d) 公平、調和及び相互利益、
- e) 紛争の平和的解決。

冷戦が既に終結している 1992 年の時点で作成された本条約では、c) 項に規定される「人権、民主主義及び法の支配の確保」は、同時期に複数政党制などの導入による民主主義を確立しつつあった南部アフリカ諸国にとって、当に同時代的な政策的課題であって、国内における同価値の希求の動きのみならず、国際的にも、世界銀行や IMF などの国際機関や、又は先進援助国が要求する支援供与に際する条件 (conditionality) に対応するためにも、遵守しなければならない価値でもあった。また、c) 項は、

注 14 以下本稿では、特に但し書きのない限り、「条約」は SADC 条約 (1992b) を指し、「覚え書き」は SADCC 覚え書き (1981) を指すものとする。

注 15 SADCC 覚え書き (Memorandum of Understanding on the Institutions of the Southern African Development Co-ordination Conference) は、ルサカ宣言のなされた翌年にあたる 1981 年 7 月 20 日にゾールズベリ (現ハラレ、ジンバブエの首都) において 9 カ国の首脳によって署名されている。

b)項の「平和と安全保障」及びe)項の「紛争の平和的解決」と共に、覚え書きにおいて言及のない、SADCになって初めて明文化された課題である。言い換えれば、冷戦の一前線として東西両陣営に翻弄されてきた南部アフリカ地域が、独立から冷戦期には自らの手の届かないレベルで左右されてきた地域の主導権を初めて獲得したことにより、それらの価値を地域自身の手により確保し、伸長する、いわゆるパックス・アフリカーナ(アフリカ自身により構築される秩序及び平和)の切望及び決意を文言化したものと言える。

1 - 3 - 2 目的

SADCも、SADCCと同様に、南部アフリカ地域の社会経済開発を一義的な目的として存在する国際機構であることは間違いないが、その方向性で大きくSADCCと異なることは、SADCCが南アのアパルトヘイトへの対抗から生まれた組織であったことに対し、SADCがアパルトヘイト後の地域発展を目指した組織として、加盟国間の政治的問題や平和と安全保障の獲得を視野に入れている点である。また、経済的には、下記の通り「地域統合」を目的の一つとしている。

条約第5条1項は、SADCの目的として次の8つを掲げている。

- a) 発展と経済成長を達成し、貧困を緩和し、南部アフリカの人民の生活水準及び質を高め、地域統合により社会的に不利益を蒙っているものを支援すること、
- b) 共通の政治的価値、制度及び機構を発展させること、
- c) 平和と安全保障を促進し防衛すること、
- d) 全体的な自立と加盟国間の相互依存を基礎として、自立した発展を促進すること、
- e) 国家的及び地域的戦略及び計画の補完性を達成すること、
- f) 地域の生産的雇用及び資源の有効利用を促進し、かつ最大化すること、
- g) 天然資源の持続可能な利用及び環境の実効的保護を達成すること、
- h) 地域の人民の長年にわたる歴史的、社会的及び文化的類似性と連帯を強化し、高めることである。

また、その目的の達成のため、同条2項では、SADCの採るべき行動として次を掲げている。

- a) 加盟国の政治的及び社会経済的な政策及び計画を調和させ、
- b) 地域の人民及びその組織が率先して地域全体の経済的、社会的及び文化的連帯を発展させ、かつSADCの計画及びプロジェクトの実施に完全に参加するよう奨励し、
- c) SADCとその組織の計画の実施及び活動に必要な資源を動員するため適当な組織及び機構を創造し、
- d) 加盟国間において、資本、労働、商品及びサービス、また、地域の人民一般の自由移動を阻害する障害を漸進的に撤廃することを目的とする政策を発展させ、

- e) 人的資源の発達を促進し、
- f) 技術の発達、移転及び熟達を促進し、
- g) 地域協力を通じ、経済運営及び実績を向上し、
- h) 加盟国の国際関係の調整と調和を促進し、
- i) 国際的理解、協力及び支援を確保し、地域への公的及び民間資源の流入を活性化し、
- j) 本条約の目的の推進のために加盟国が決定するその他の活動を発展させる。

これらのうち地域経済開発機構としてのSADCの役割をうたったものが、1項a) \ b) \ d) \ e) \ f) 及びg)であり、それらの手段として、2項では、h)以外の全てが規定されている。また、1項d)の「全体的な自立と加盟国間の相互依存を基礎として、自立した発展を促進すること」と、2項i)の「国際的理解、協力及び支援を確保」することは矛盾するように考えられるが、「経済的自立」という目標のために「国際協力」を獲得するのが本旨であろう。

政治及び安全保障の点からは、「共通の政治的価値、制度及び機構を発展させ(1項b))」、「平和と安全保障を促進し防衛する(同項c))」ために、「加盟国の政治的及び社会経済的な政策及び計画を調和させ(2項a))」、「加盟国の国際関係の調整と調和を促進(同項h))」することが読みとれるが、原則中にある、平和、安全保障、人権、民主主義、法の支配及び紛争の平和的解決を確保するための手段は、第5条には見られない。その目的のためには、条約第21条3項g)において「政治、外交、国際関係、平和及び安全保障」を協力の範囲として規定しているが、実際に政治的な問題を取り扱うための機能を担う機関の制度化は、後述する1996年の「政治、防衛及び安全保障に関するSADC機関」の設立を待つこととなった。

1 - 3 - 3 加盟国

(1) 原加盟国

原加盟国については、第7条にて規定されている通り、条約序文に記載されているアンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウィ、モザンビーク、ナミビア、スワジランド、タンザニア、ザンビア及びジンバブエの10カ国が署名及び批准により加盟国となる。

また新規加盟国については、条約第8条において、条約序文に掲載されていない国は、既加盟国の承認及び条約への同意により、SADCの加盟国となり得ること(第8条1項) \ 前記の国がSADC加盟国となることの承認は、首脳会議の全会一致の決定によって行われること(同2項) \ 首脳会議は、前記の国の新規加盟国としての承認及び条約への加盟の手続きを決定しなければならないこと(同3項) \ 及び、SADCの加盟権はいかなる留保の対象ともならないこと(同4項)が規定されている。

(2) 新規加盟国

原加盟国の10カ国は、SADCC加盟国(9カ国のSADCC原加盟国に加え、独立と同時に加盟したナ

ミビア)であるが、2000年1月現在、SADCの加盟国は14を数えている。設立以後の新規加盟国は、南ア(1994年)、モーリシャス(1995年)、そして、コンゴ民主共和国(旧ザイル、以下コンゴ)及びセーシェル(1997年)である。

条約第8条からは、正確な新規加盟のための条件は見いだせないが、右は1995年の年次協議に際して開催された閣僚理事会によって決定されている^{注16}。新規加盟のための条件は、まず第1に、「地理的近接性」であり、基本的には、機構の名称から類推できる通り、南部アフリカ地域が主体となることである。第2に、「効率的な活動調整のための費用対効果」が揚げられている。SADCが、重複する加盟国と機能を持つ東南部アフリカ共同市場(Common Market for Eastern and Southern Africa : COMESA^{注17})の問題と指摘する点は、その加盟国数の多大さ及び地域の広大さであったことから調整が円滑に進められないこと^{注18}、機構加盟国としての活動の足並みがそろわないことであった点から考えられる通り、SADCは協力関係構築のための「費用対効果」を超えて、加盟国を拡大することは望んでいない。第3の点は、「SADCの奉ずる価値観へのコミットメント」であり、第4は、「現加盟国に対し、破壊及び不安定化活動を実施した過去がない」ことである。

つまり、新規加盟の条件として、前述のSADCとしての原則(第4条)を認識し、かつ、過去の経緯も問題とされるとなると、以上4つのハードルを越える国家は既に多くないと考慮される。モブツ大統領時代には幾度も加盟を拒否された^{注19}コンゴ(旧ザイル)は、1997年9月のリロングウェ(マラウイ)での首脳会議にて、セーシェルと共に加盟を認められた^{注20}が、南部アフリカとしての地理的隣接性や過去のアンゴラ内戦に対する関与など、客観的には、十分な資格を有するとは判断できないことから、新規加盟の承認についての首脳会議による判断は、南部アフリカ地域の極めて政治的な問題として考えるのが妥当であろう。

SADCCと比較してSADCの持つ最も大きな特徴は、地域の政治経済大国である南アを加盟国として含んでいることであろう。南アへの経済依存からの脱却をその序文にうたったSADCC覚え書きが署名された1980年と比して、条約によりSADCが成立した1992年においては、南アへの経済依存は決して解消されたわけではないにもかかわらず、同目的は削除されている。これは、SADCが民主化

注16 Gumende A.(1995)pp.8 - 9. 但し、この新規加盟条件は、既加盟国には適用されないことが同時に述べられている。

注17 COMESAは、1981年に設立された東南部アフリカ特惠貿易地域(Preferential Trade Area for Eastern and Southern African States : PTA)の後継組織として1994年8月に発足した、域内共同市場の創設を目的とした地域的国際機構である。加盟国は、アンゴラ、ブルンディ、コモロ、エリトリア、エチオピア、ケニヤ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザイル、ザンビア及びジンバブエの20カ国である。事務局はルサカ。

注18 Gumende A.(1995) p.9.

注19 *Ibid.*, p.9.

注20 林晃史(1998)pp.260-263. ではSADCC構成国の特徴として、内陸国が多いこと、鉱物資源が豊富なこと、南アの経済支配を受けていること、独立解放闘争によって経済的被害を受けたこと、農業が基幹産業であること、工業化が遅れていること、貿易依存度が高く、対外債務が多いことなどをあげている。その他に考えられる事象としては、民族的類似性として、バンツール系言語及び社会習慣の共有、主にイギリスの植民地支配を受け、現在も英語が共通語として通用することや特にフロントライン諸国を中心に、アフリカン・ナショナリズムを基盤とした南部アフリカ地域の解放要求の強硬さもその類似性であった。その点、1994年の首脳会議において南ア、更に、1995年にモーリシャス、1997年にはコンゴ及びセーシェルが加盟を認められたことは、加盟国間の上記の類似性を基盤とした利益の共通性や相互の親近感を希薄にしたことは否めないであろう。

後の南アの加盟を歓迎し^{注21}、1994年にその加盟の実現を得た、と言うよりもむしろ、南アの変革に合わせ、SADCCが同国に対し「対抗する組織」から「協調する組織」への対応の結果がSADCの成立であるという方が適当であろう。

1 - 4 機関

SADCは事務局先行型の国際機構ではない。主要な決定は、首脳会議及び閣僚理事会にて行われ、各開発セクター毎の取りまとめは、担当国が行うことから、極めて分権的な特徴を備えている。条約第9条1項によって定められている機関は、首脳会議、閣僚理事会、セクター別常設委員会、事務レベル常設委員会、事務局及び裁判所の6機関である。それらのうち5機関はSADCCからの既存の機関であり、裁判所は、本条約の下に新たに設立されるべき機関であるが、現在までのところ未設である。

1 - 4 - 1 首脳会議(Summit of Heads of State or Government、第10条)

SADCの最高政策決定機関であって、加盟国の国家元首及び政府代表が参加する最重要機関である。少なくとも年1回開催され、SADC全体の政策指揮や管理運営に責任を負う。ローテーション方式を基本として、議長及び副議長^{注22}を選出し、また、セクター別常設委員会などの機関の設置や事務局長及び事務局次長の任命権を持つ。総会の決議は、コンセンサス方式によって行われ、法的拘束力を持つ。

1 - 4 - 2 閣僚理事会(Council、第11条)

加盟国の、主に経済開発計画大臣又は大蔵大臣によって構成される会議。首脳会議を補完する活動を行い、各機能の監視及び諸政策の適切な実施の管理にあたるほか政策事項につき首脳会議に提言し、また政策、戦略及び活動計画の承認を行う。他、協力セクターの決定と各セクター活動の実施主体の割当てを行う。

閣僚理事会は、上記に加え、下部機関の活動とその進展を審理することも合わせて、少なくとも年1回以上開催される。閣僚理事会の議長及び副議長は、首脳会議に準じ、当該国より選出される。閣僚理事会の決議は、コンセンサス方式によって行われる。

注21 SADCC, *Towards The Southern African Development Community*, 1992.

注22 1996年8月のマセル(レソト)での首脳会議において、長年議長国を務めてきたボツワナに変わり南アが議長国に、また、スワジランドに変わり、モザンビークが副議長国に選出された。任期は96年9月1日より3年間である。さらに1998年9月のグランバイエ(モーリシャス)での首脳会議において、議長任期を1年にすることが決定された。また、翌1999年からはモザンビークが議長国となっている。

1 - 4 - 3 常設委員会(Commissions、第 12 条)

特に重要なセクターについては、常設の独立委員会を設置することとし、現在では、農業及び運輸通信の2セクターに常設委員会が置かれている。これは、南部アフリカ地域にとって、定期的な旱魃による食糧危機、また、アパルトヘイト下での内陸国の貨物輸送を主とした道路鉄道事情が問題であったためである。委員会は事務局との密接な連携が求められ、責任と報告を閣僚理事会に対して負う。

上記2セクターのうち、運輸通信セクターでは、モザンビークのマプトに本部を置く「南部アフリカ運輸通信委員会(Southern African Transport and Communications Commission : SATCC)」が、農業セクターは、ボツワナのハボロネに本部を置く「南部アフリカ農業天然資源研究研修協力センター(Southern African Centre for Co-operation in Agricultural and Natural Resources Research and Training : SACCAR)」の2委員会が活動中である。

1 - 4 - 4 事務レベル常設委員会(Standing Committee of Officials、第 13 条)

閣僚理事会と同様、主に経済開発計画省、又は大蔵省の次官級の官僚により構成される委員会。閣僚理事会に技術助言や報告の義務を負う。また、事務レベル常設委員会の委員は、国別コンタクト・ポイントをも兼任する。

1 - 4 - 5 事務局及び事務局長(Secretariat、第 14 条、Executive Secretary、第 15 条)

SADCの事務局はボツワナの首都ハボロネに設置されている。首脳会議において任命される事務局長を長とする事務局は、政策計画やSADC開発プロジェクトの運営他、首脳会議及び閣僚理事会での決定の実行、各種会議の運営などのSADCの主要行政部門である。

事務局の長である事務局長^{注23}には、加盟国の政府及び他の組織との協議及び調整、首脳会議をはじめとする会合のとりまとめ、SADC財産の管理、予算案の作成など幅広い職務が求められているが、全てに関し、閣僚理事会に対し責任を持つ。事務局長は4年間の任期で任命され、4年間を超えない範囲で再任されることができる。また、事務局長は条約及び議定書の寄託者でもあり、原本の保管及び写しの加盟国への配布の他、国連機関及びOAU(Organization of African Unity : アフリカ統一機構)の事務局への登録の義務を負う(第 43 条)。

注23 1997年8月の時点では、事務局長(任期4年、最長2期)は、元ナミビア政府農業、水及び地方開発副大臣のムベンデ博士が、事務局次長は、元レソト外務大臣のモニヤケ氏が務めていたが、ムベンデ事務局長は1999年8月の首脳会議の後に退任した。2000年1月現在では、モニヤケ氏の後任のモーリシャス人のラムザミ博士が事務局長代行の職にある。

また、第17条は、特別な約束として、事務局長を含む職員の国際的性格につき規定し、第1項に、加盟国はSADC、事務局長及びSADCのその他の職員の国際的性格及び責任を尊重し、それらの機能の執行に当たり、影響力を及ぼそうとしてはならないこと、また第2項には、その義務の履行の際に、裁判所の構成員、事務局長及びSADCのその他の職員は、SADCの国際的性格に専心し、加盟国又はSADC外部の当局から指示を求め、又は受けてはならないこと、SADCのみに責任を有する国際的職員の地位と相容れないいかなる行動も取ってはならないことが定められている。

SADCの組織及び職員の特権及び免除は、第31条において、「加盟国の領域内において、本条約の下でのそれらの機能の適切な実施に必要な特権及び免除を持ち、それは類似する国際機関に付与される特権及び免除と同等のものでなければならない」ことを第1項に規定し、第2項には、本条により付与される特権及び免除は議定書に規定されることを定めている。これに対し、本部の所在するボツワナにおいて同外務省は、SADCの専門職員に対し、在ボツワナの外交官と同待遇を付与している。但し、上記議定書第8条において規定されるSADC レッセ・パッセ(通行証)は1997年2月の時点では未だ導入されておらず、職員は出身国のパスポートを用いて域内外への任務遂行のための旅行を行っている。

またSADCの作業言語は英語及びポルトガル語(旧ポルトガル領のアンゴラ及びモザンビークを含むため)である(第37条)。

1 - 4 - 6 裁判所(Tribunal、第16条)

条約の原則の一つである紛争の平和的解決の手段の一形態となるべき裁判所は、本条約及び補完的文書の規定に則し適切な解釈を行い、紛争に判決を行う他、首脳会議又は閣僚理事会に対し、請求に応じ、勧告的意見を提出するとされている。但し、第32条による規定では、条約解釈及びその適用に関する紛争は、まず友好的に(amicably)解決できない場合に限り、裁判所に付託されることになっている。裁判所の構成、権能、機能、手続き及びその他の事柄は首脳会議によって承認される議定書に拠ると定められているが、前述の通り、現在のところ、裁判所に係る議定書の作成及び裁判所そのものの設立も行われていない。

これに比して、SADCCでは、裁判所の存在はその設立文書である覚え書きの規定にもなく、覚え書き第15条においては、「交渉などによって解決されない覚え書きの解釈上の紛争は、首脳会議に付託される」ことと定められていたなど、SADCCはこの点でも、SADCに比して、設立時から、より緩やかな拘束力を持つ組織であったことが言える。

1 - 4 - 7 その他の機関

条約第5章によりその設立が定められている機関は上記の通りであるが、他、第38条においては、

SADCC から継続し存在する SADC の機関は、本条約の条項に不適當でない限り、閣僚理事会又は首脳会議が別に決定するまでの間、存続し、運営され、本条約により設立又は定められたと同じく加盟国又は SADC を拘束すると規定している。

それらの機関としては、セクター別委員会、セクター調整部門、セクター別閣僚会議などが挙げられる。他には、各加盟国政府に、国別コンタクト・ポイント、セクター別コンタクト・ポイントなどが設けられ、SADC 及び加盟国間又は域外との連絡業務を所掌している。また、域外国及び機関との交流の場として年次協議が開催される。

(1) セクター別委員会(Sectoral Committees)

SADC では、各セクターを加盟国に割り当てており、加盟国は、所轄省内にセクター調整部門(Sector Coordinating Unit: SCU)を設置^{注24}し、右が域内全体の当該セクターについての政策の策定、計画の実施及び運営を行う。各セクターの活動は、担当国大臣が議長を務めるセクター別閣僚会議(Sectoral Committee of Ministers)にて報告される。

このようにセクター調整部門を設けることで、各加盟国が、機構全体の活動の実施に直接関与し、国家単位ではなく、地域単位で(当該セクターの)開発につき取り進められる利点が挙げられるが、その欠点として SADC 自身が指摘しているところは次の通りである。それらは、第一に、地域レベルの開発計画の実行において、権能を分散された機関(すなわち各加盟国政府に設置されたセクター調整部門)が、明確な権威と責任を持ってないこと、そして、第二に、それぞれの加盟国において、行政手続きや運営の方法が異なっているため障害が生じること、最後に、加盟国によっては、自国の担当するセクターの調整部門に対し、スタッフや予算の配置が異なるなど、機構に対する責任や義務が統一されなかったこと、であった。

SADC では、SADCC 時代で協力の中核であったこの「セクター計画アプローチ」に加え、市場統合アプローチを加えた「開発統合アプローチ」を採用し、1992 年以降の協力形態としている^{注25}(3.「地域統合へ」参照)。

現在の各加盟国の担当セクターは次の通りである^{注26}。

アンゴラ	エネルギー
ボツワナ	農業研究、家畜生産疾病管理

注24 各加盟国政府内のセクター調整部門は、資金やスタッフの手当の面では各加盟国がその責を持ち、純粋な SADC の機関ではない。

注25 SADC(1993a)pp.5 - 8.

注26 1998 年9月の首脳会議で法セクターの設置が決定された。法セクター調整部門は、加盟国の法律及び司法システムを調和させ、各セクターに必要な法的支援を提供し、設立が予定されている SADC 裁判所の支援も担当する。但し、担当国は未定である。SADC (1998)

コンゴ	(未定)
レソト	水資源、環境・土壌保全
マラウィ	内水面水産・森林管理・野生生物保護
モーリシャス	観光
モザンビーク	運輸・通信、文化・情報
ナミビア	海洋水産・海洋資源
セイシェル	(未定)
南ア	金融・投資
スワジランド	人材開発
タンザニア	産業・貿易
ザンビア	鉱業、雇用・労働
ジンバブエ	食糧・農業・天然資源、食糧安全保障

(2) 国別コンタクト・ポイント(National Contact Point)

国別コンタクト・ポイントは、SADCに関連する事項につき、国内の関係機構、民間部門及びマスコミに対しての窓口の役割を務める各加盟国の政府内機関である。

(3) セクター別コンタクト・ポイント(Sectoral Contact Point)

セクター別コンタクト・ポイントは、加盟国各省庁において、(セクター担当国の)セクター調整部門と連携する部署である。

(4) 年次協議(Consultative Conference)^{注 27}

第24条2項において規定された「他の政府及び機構との間で計画及びプロジェクトの実行におけるSADCの政策及び戦略を検討し、実績を評価し、将来の協力計画を特定」するための会合の一つである年次協議は、年1回に援助国及び他の国際機構との協議の場として開催される。会議では、開発調査結果の発表、開発計画及び実施中のプロジェクトの分析、そして援助国側に対して地域協力及びそのプロジェクトの進展状況報告、または、同プロジェクトへの支援要請が行われる。

SADCCにおける地域協力活動は、国境を越えた裨益効果を持つプロジェクトの承認及び実行を通じて実施されていたが、共同体に発展した現在でも、SADCプロジェクトのSADCにおける重要性に変化はないであろう。SADCでは、上記のようなプロジェクトをSADCプロジェクト、同プロジェクトの総称をSADC 行動計画(SADC Programme of Action)^{注 28}と呼称する。

注 27 ただし、1997 年のナミビア、ウイントフクでの年次協議において、98 年の年次協議は開催しない旨決定されている。

注 28 SADCプロジェクトは、セクター調整部門で起案され、セクター別閣僚会議を経て、閣僚理事会にて承認されることにより成立する。SADCの発行する年次報告(1997/98 年分)によると、進行中のものも含め389件、総計77.7億米ドル(内49.5%が既に資金手当済み)のSADCプロジェクトが存在する。その多くは運輸通信セクターが占め、174件64.7億米ドル(全体の80.27%)となる。総額のうち86.65%に相当する67.4億米ドルを域外からの支援に依存する。

過去の年次協議の開催地、テーマ(1980年代中頃から設定)及び日本側代表者は次の通りである(但し筆者の調査できた範囲のみ)。

1980年11月	マプト		(在タンザニア大使)
1981年11月	ブランタイア		(在タンザニア大参事官)
1982年	(年次協議開催されず)		
1983年1月	マセル		(在タンザニア大使)
1984年2月	ルサカ		(在ザンビア臨時代理大使)
1985年1月	ムババネ		(参加招請なし)
1986年1月	ハラレ	「次の5年間」	(在ジンバブエ大使)
1987年2月	ハボロネ	「生産への投資」	(在ザンビア大使)
1988年1月	アリューシャ	「インフラ開発と企業」	(在タンザニア臨時代理大使)
1989年2月	ルアンダ	「生産性セクター」	(在ジンバブエ大使)
1990年1月	ルサカ	(テーマ不明)	(日本側出席者不明)
1991年月不明	ナミビア(都市不明)	(テーマ不明)	(日本側参加者不明)
1992年1月	マプト	「経済統合に向けて」	(在ジンバブエ大使)
1993年1月	ハラレ	「共同体建設のための 枠組みと戦略」	(在ジンバブエ大使)
1994年1月	ハボロネ	(テーマ不明)	(TICAD1日本政府代表大使)
1995年2月	リロングウェ	「統合への資源、 制度及び能力」	(在ザンビア大使)
1996年1月	ヨハネスブルグ	「投資と貿易」	(在南ア大使)
1997年2月	ウィントフク	「生産性」	(在南ア大使)
1998年	(年次協議開催されず)		
1999年2月	ルサカ	「情報技術」	(在ザンビア大使)
2000年2月	ムババネ	「新千年紀での平和、 進歩及び繁栄」	(不明)

(5)SADC 議会フォーラム(SADC Parliamentary Forum)

ナミビアに設置された議会フォーラムは、地域の民主主義と人権を擁護し、経済協力を促進する団体として、加盟国の、女性や野党を含む、国会議員から構成される。議会フォーラムの組織は、全体会議、執行委員会、事務局長及び各種委員会からなる。議会フォーラムは1997年4月に発足した^{注29}。

注29 Africa Research Bulletin pp.12636 - 12637. April 1st-30th, 1997

1 - 4 - 8 財政(条約第 10 章)

SADCでは、事務局長により予算案が作成され、閣僚理事会において承認される。その予算は、加盟国の拠出金及び閣僚理事会の決定する他の財源により充当される(条約第28条1項)。SADCの運営費は主に3つの組織(SADC事務局及び2つのセクター別常設委員会)に支出される。また、加盟国の拠出金額は均等である^{注30 注31}。

各加盟国におけるセクター調整部門の予算及び人員の手当は、各担当国の支出でまかなわれ、行動計画によって承認されたSADCプロジェクトの予算管理はプロジェクト実施主体が執り行う。首脳会議や他の会議は、加盟国の持ち回りで主催され、開催費用はホスト国の負担となるが、各国代表団の会議参加のための旅費など、必要経費はそれぞれの参加国が支払うこととなっている。

1 - 4 - 9 SADC の法人格

国内法上の法人格は設立文書において、SADCCでは覚え書き第9条に法的能力として、また、SADCでは第3条に法的地位として、それぞれ規定を置いている。また、国際法人格については、SADCC覚え書きでは規定がなかったものの、SADC条約では、第24条に他の国家、地域的及び国際機構との関係として、同条第1項に条約締結能力を、「加盟国及びSADCは、SADC及び本条約の規定の目的と両立する目的を持つ他の国家、地域的及び国際機構と良い共働関係と他の協力形態を維持し、協定を締結することができる」として、また、同第2項に「加盟国とSADCの開発努力を支持する他の政府及び機構との間で、計画及びプロジェクトの実行におけるSADCの政策及び戦略を検討し、実績を評価し、将来の協力計画を特定し、合意するために会議及びその他の会合を開催し得る」とSADCが加盟国相互の関係のみでなく、第三国を対象とする客観的な機構を目していることが明文化されている。

SADCは、覚え書きに基づく機構であったSADCCの頃から、その活動目的のためにドナーにあたる他の政府及び機構との間で、条約の締結を行ってきていることは、SADCC及びSADCの条約締結権、ひいてはSADCの国際法人格が、国際社会により認められてきたことを表している。また、前出の年次協議においては、わが国を含む多数の国や国際機構が、代表を派遣し、参加せしめている事実は、SADCが、加盟国相互の関係のみでなく、第三国を対象とする客観的な組織であることを示している。

注30 SADC(1994b)p.12.

注31 1996年8月26日付のBotswana Daily Newsは、ムベンデ事務局長(当時)の談話として、加盟国のうち3カ国が拠出金を2年間滞納しており、その総額は15億米ドルであること、その制裁措置として2年間滞納した加盟国は協議などに参加できなくなること、3年間の場合はその国民がSADCプロジェクトに雇用されなくなること、などを報道している。

2. 共同体建設

2 - 1 議定書等による共同体建設

SADCCは、南アの人種政策や不安定化工作に対抗し、地域の経済大国である同国への依存を低減しようとする弱者連帯^{注32}の国際機構から始まった。SADCCは1980年の創設以来、セクター計画アプローチと言われるアプローチを採択し、南部アフリカ地域の開発に取り組んできた。セクター計画アプローチは低開発への問題対応について機能的協力を実施することを意味し、右はSADCCの文脈ではセクター別の一国に抛らない地域的なプロジェクトを選定、採用、実施していくなかで地域協力体制を積み上げていくものであった。12年間にわたるセクター別の開発への取り組みが加盟国間の相互交流から相互理解へ、そして地域的な開発政策の形成から地域アイデンティティの形成へとそれなりに貢献してきたことは間違いない。

しかし、1990年代に入り、SADCCは別の野心的なアプローチを取り込むことになった。SADCへの改組を決定した1992年8月のウイントフクでの首脳会議で採用され、それに続く1993年1月の年次協議で対外的に明示されたSADCの共同体建設の戦略は、開発統合アプローチと言われるもので、従来のセクター計画アプローチに市場統合アプローチを加えるものであった。SADCは、加盟国政府による協力と実行、そして国民や産業界などの参加を、統合のための必要不可欠の条件であると認識し、前者である政府間の協力を主に議定書による制度造りで形成されるとしている。SADC条約第22条1項は、加盟国は、協力と統合の目的、範囲及び組織的構造を定めた、各協力の分野において必要な議定書を締結する、と規定しており、各セクターでの議定書の作成とその実施がSADCと加盟国にとっての大きな役割となっていた。

SADCで最初に署名された議定書は、SADC条約と同時に作成された条約に関する議定書である。その後は次の議定書が署名され、一部は既に発効している。

注32 最上敏樹(1996)pp.60-70.では、国際機構をその創設の要因から、次のように分類を行っている。

1. 国際行政連合の系譜に属する技術的・機能的な機構、
2. 世界管理あるいは治安維持体制としての国際機構、
3. 覇権糾合型の国際機構、
4. 他組織対抗型の国際機構、そして
5. 弱者連帯型の国際機構である。

SADCCは明らかに、アパルトヘイトを奉じる地域大国南アに対抗するための、5.の弱者連帯の組織であった。その弱者連帯の組織の特徴として、同著では、政治分野に「単独では十分に影響力を持ちにくい弱小の国々が団結し、その政治的・経済的発言力を高めるための装置」、また、経済分野では、「経済共同体をつくることで、規模の経済を実現し、一つのまとまった経済単位として対外的な対抗力を増加させること」が述べられている。さらに、弱者連帯の機構の経済統合がうまく進展しない理由として「機構の意思決定権限がおおむね弱い。つまり、加盟国を拘束するような意思決定を行えないとか、意思決定が全会一致であること」、「意思決定に拘束力があるないに関わらず、機構の政策を履行する経済的能力を欠く加盟国が存在する」という「持たざる者の組織」が負わされた構造的な成長阻害要因、さらに、「弱者の故に、周辺の政治環境の影響をまともに受けること」を挙げている。SADCの場合も、全会一致制を採決方式として採用していること()や、現在、既にいくつかの議定書が取り決められているが、今後、その履行にあたり、加盟国が意思や能力を欠く状況が生じることは予想される()。但し、SADCCでは、の問題を回避するために、加盟国が、拘束力の弱い機構を意識的に構成していたと言える。の周辺の政治環境による影響は、冷戦後には幾分収まったことが期待できるであろう。

2 - 2 共有水域システム議定書(Protocol on Shared Water Course Systems in the SADC)

南部アフリカ地域の水域の70%は2カ国以上で共有されている水域であり、コンゴを除いた大陸の11カ国のSADC加盟国は15の水域を共有している。ザンベジ川流域は、そのなかでも、アンゴラ、ボツワナ、マラウィ、モザンビーク、ナミビア、タンザニア、ザンビア及びジンバブエの8カ国に共有されているなど、地域の水域を共同管理することは発展への重要な課題である。

共有水域システム議定書は、1995年8月の首脳会議において、アンゴラ、タンザニア及びザンビアを除く当時の加盟国によって署名されている。南部アフリカ地域では水資源が枯渇しており、70パーセントの水資源が2カ国以上により共有されている。定期的に多発する干魃によって多数の国民が被害をうけている。何も措置がとられなければ20～30年後にはSADC加盟国の3、4カ国が深刻な水不足に直面するとして、水資源の使用と保存についての調整的アプローチの重要性に鑑み議定書が採択された。この議定書の主な目的は公平な共有と貴重な資源の効率的な保存にある。

議定書の一般原則(一部)は次の通りである。

SADC域内の共有水域システムは、国家主権の偏見なく議定書にのっとり、河川及び沿岸国に公平に利用されるべきである。利用目的は農業用、家庭用、工業用及び運輸用を含む加盟国は慣習国際法の関連規定を遵守する。特に、システムと関連資源の公平な利用について留意する

河川流域国は、国民の生活水準向上のための資源開発と持続的開発のためのバランスを維持すること

河川流域国は、水路システムに影響のあるプロジェクト調査、実施において密接な相互協力関係を築くこと

河川流域国間においてシステムに関する水文学、水文地理、水質、気象情報、環境の各データを交換すること

各領土内で発生した非常事態は影響を受ける国、国際機関に直ちに告知する

加盟国は水路システム内のエコシステムに有害な外部水生動物種の侵入を阻止するためのあらゆる措置をとる

公害、環境破壊を予防するためにシステム、関連施設の維持管理と保護を行う

SADC条約と国連憲章の内容に沿った平和目的以外のシステムの利用を禁じ、国家間及び国内紛争時にも侵害されてはならない

目的達成のために河川流域管理機関(River Basin Management Institutions)の設立、目的そして機能が定められている。同機関は、効率的な実施のために設置され、SADC環境土地管理セクターに基づくモニタリングシステムの確立、システムの公平な利用の確保、開発戦略の策定などを目的とし、加盟各国の水資源に関する政策と関連法規の調整、調査及び情報の公開、人材育成を実施する。特に環

境面では、環境保護のためのあらゆる対策の奨励、モニタリング、環境影響評価、有害物質リストの作成支援が定められている。

同議定書は1999年8月の首脳会議で発効が確認されている。

2 - 3 南部アフリカ電力プール(Southern African Power Pool)

SADCのエネルギー計画の中心がSAPPであり、加盟国は実現により単一の電力網で結ばれることになる。SADCの早い段階でのエネルギー事業への参入により、SADCの電力事業は加盟国のニーズと運営実態の相互理解をもたらし、SAPPの形成への手段となった。SAPPは常設の組織が確立するまで暫定的にボツワナ電力公社の事務局が運営している。SADC地域では電力事業はかつて個別国家単位で行われていた。しかし、時間の経過と共に電力システムの性質上、地域が単一体となった方がより大規模、安定、安全供給を実現できることが認識され、個々の電力事業を拡大するために電力網で結ぶことが決定された。各国は異なった発電システムを採用している。例えばボツワナ、南アは火力、ザンビアとジンバブエは河川を利用した水力である。域内電力網の効果は電力を一度備蓄して安価で国内に配電できることである。この結果、ボツワナでは南アから余剰電力供給を得ることにより、経費が削減された。SAPPのおかげでSAPP参加諸国では国内、産業ニーズに合致した電力の低価格安定供給が可能となった。コンゴのインガ・ダムからの送電線は南部アフリカまで延長される予定である。SAPPの設立後、既に目に見える結果がでている。ボツワナ電力公社はコストの高い発電所を閉鎖して、すでに南アのEskom社から買電している。新規の敷設が行われている南ア - ザンビア(ボツワナ経由)間の送電ラインは400KVの容量があり、完成すればボツワナの電力供給にとって大きな前進となる。地域の電力事業体からの豊富で安価な送電により自国の発電所から遠隔地にある地域への電気供給が可能となるであろう。また、SAPPは域内電力事業所の相互人材交流を通して、各事業所の人材育成を可能としてきた。SAPPは、議定書ではなく覚え書きであるが、1995年にSADC12カ国の政府と12の公共電力事業体によって合意され、実施されている。

2 - 4 麻薬取引対策議定書(Protocol on Combating Illicit Drug Trafficking)

麻薬取引対策の問題は、EUがベルリン・イニシアチブのもとで支援する課題の一つであり、1995年10月には合同会議が開催されている。1996年8月の首脳会議で署名された麻薬取引対策議定書は、

麻薬取引、資金浄化、汚職、不法使用の削減から最終的撲滅、
麻薬製造の撲滅、及び

国際麻薬取引市場の経由地として南部アフリカ地域が利用されることからの保護、

などを主な目的とする。同議定書は構成国に、国際条約(1961年麻薬単一条約及び1972年改正議定

書、1971年向精神薬剤条約、1988年国連不正麻薬取引及び向精神薬剤取引防止条約)への加盟を促進し、国内法を国際条約に合致させ、特に、麻薬取引、資金浄化、それらの共謀、扇動、不法使用等を違法とすること、抑止的措置としての刑罰の制定と更正を含む最大の保護措置を規定すること、押収された麻薬を確実に破棄すること、加盟国間における法執行と犯人の送還に協力すること、などを求めている。そのための手段として、国内の直接的情報伝達システムの確立や効果的な法執行のためのインフラの整備を進めるだけでなく、国際的にもインターポール、国連国際麻薬コントロール計画(United Nations Drug Control Program : UNDCP)、関税協力理事会(World Customs Union : WCU)、国際麻薬統制委員会(International Narcotic Control Board : INCB)等の国際機関との協力も実行することを定めている。麻薬の需要削減のために、市民及び学校教育を含む総合的、統合的教育プログラム設立のための政策・戦略の開発、実施及び評価、公的機関だけではなく NGO との連携も必要としている。EU から事務局に対し、当該分野の専門家が派遣されている。同議定書は1999年8月の首脳会議で発効が確認されている。

2 - 5 エネルギー議定書(Protocol on Energy)

エネルギーセクターはSADCCにおける重点開発項目である。エネルギー議定書は、SADCのエネルギー供給に関して、その協力形式と手続きを確定するための法的文書であり、1996年8月のマセルにおける首脳会議で署名された。その原則として定められた点は次の通りである。

エネルギーは、経済開発、貧困撲滅及び地域内人民の生活水準の向上のために利用
エネルギーは加盟国間の相互依存と集合的自己依存を促進するために利用
調和、公平、相互利益に基づく国家、地域エネルギー政策、戦略プログラムの調和
低コスト、高効率のエネルギーの安定した継続供給の確保
共同人材育成の推進
SADC地域のジェンダー問題を認識したうえでのエネルギー開発、利用の確保
エネルギー開発・利用が環境悪化を招かないことを確保
安全性と信頼性を備えたエネルギー供給を確保するためのエネルギー開発、さらにはエネルギー備蓄への認識形成のために協力
研究開発の奨励を通じた科学技術の開発、移転及び熟達
議定書実施により生じる経費への責任を有し、負担することに合意
紛争の平和的解決

また、議定書は、エネルギー・データの地域内の自由な利用、地域エネルギー政策の形成・計画、及び組織間の情報交換を容易にするために地域内データベースを設置することや情報交換を義務とすること、また非SADCの国家や機構、更にはNGO、産業界、企業との協力などについても規定している。

同議定書第4条はエネルギー委員会の設立を定めており、それに従い、アンゴラの担当するエネルギー SCU がエネルギー委員会に改組される。同議定書は 1998 年 9 月の首脳会議で発効が確認されている。

2 - 6 運輸通信気象議定書(Protocol on Transport, Communications and Meteorology)

運輸通信セクターは、SADCC創設時から最も比重を置かれてきたセクターと認識され、現在でも約 400 弱の SADC 行動計画のプロジェクトのうち、半数近くを占める。現在では、運輸通信の基礎的なネットワークはほぼ形成されつつあるため、今後の重点課題は効率的かつコストに見合う運輸通信インフラを地域経済発展と統合に引き合わせていくことになる。

運輸通信気象議定書は、効率的、費用対効果の高い、そしてインフラと運営が統合されて地域の環境的、経済的に持続可能な経済社会発展を促進するような運輸、通信及び気象システムの構築を総合的な目標とし、運輸、通信及び気象の 3 つのセクターの

政策、法規、制度、実行、ロジ、技術、商業、行政、金融、人材育成の問題、
国際的、大陸内、南部アフリカ地域及び国家の側面、及び
関連のある加盟国及び地域内の公的及び民間セクター

をその範囲とする。

またその戦略的到達点を、

相互に矛盾しない政策、制度、法規、基準、手続きの実施による地域輸送、通信、気象網の統合、
人、製品、機会及びサービスの移動を阻害する要因の除去、
十分な見返りが期待できる投資家にもやさしい環境のもとでこれらのセクター育成を基本とした投資、
経済的に自立し、商業的に採算のとれている国営企業、公的施設の再編、
公的、民間、金融、人的他の資源の最大活用及び既存の希少資源の効果的な配分、
インフラの維持管理、サービス提供にかかる費用回収を完全にする事による十分な自己資金と適切な追加資金の確保、さらには将来のインフラ整備、サービス提供、施設の公平な利用のための収益確保、
地域内大小サービス提供者の域内外の競争力強化、
地域内サービス提供者間の相互補完と規模の経済の実現、
官民の相互協力による施策開発、

国際協力パートナーと地域内当事者間の戦略的パートナーシップによる知己開発、
基本的な輸送、通信、気象サービスへの十分なアクセスを確保し、その質の向上による顧客重視のサービス提供、
輸送、柔軟的、予見のかつ簡素化された規制枠組みに関する展示商談会の奨励、提供者間の健全な競争を通じた公平な競争入札制度に基づくサービスとサービス提供の多様化向上、
合同人材育成プログラム、情報管理スキーム、研究開発プロジェクト及び技術移転のイニシアチブへの集中投資、そして
効果的な環境管理、とする。

運輸通信気象議定書は、1996年8月の首脳会議で、ナミビアとアンゴラを除く参加国によって署名されており、1998年9月の首脳会議で発効が確認された。

2 - 7 貿易議定書(Protocol on Trade)

1996年8月にマセルでの首脳会議で署名された貿易議定書は、SADCの共同体建設に向けた議定書群のなかでもっとも重大な意味を持つ議定書である。同議定書は、モノとサービスの地域内貿易を自由化し、各国の比較優位のある産業を育成し、国内、地域内及び外国からの投資を奨励するための環境づくりを形成し、最終的な目標は、8年以内の自由貿易地域(Free Trade Area)の設立(議定書第3条1項(b))である。議定書の内容としては、輸出入税や非関税障壁などを含むSADC内の貿易障壁の撤廃、原産国規定、通関手続きの統一化、幼稚産業の保護、知的所有権の保護、貿易政策の調整などがあげられる。

同議定書の発効には署名国の3分の2の批准が必要であり、各加盟国の批准の遅れが常に指摘されていたが、2000年2月に入り8カ国が署名し必要数を超過した見込みである^{注33}。

2 - 8 その他の議定書

2 - 8 - 1 教育訓練議定書

1997年9月のブランタイアにおける首脳会議で署名された。教育制度と資格の標準化と域内の大学入学の簡素化、学生及び教官の交流促進、などの内容が定められている。

注33 Panafrican News Agency(2000)但し、同記事によると8カ国の批准は行われたものの、批准書の事務局への寄託は未済である由。

2 - 8 - 2 鉱業議定書

1997年9月のブランタイヤにおける首脳会議で署名された。SADC加盟国数カ国にとって、鉱業は主な外貨獲得源であり、多くのフォーマルセクターの雇用源でもある。域内の鉱業的資産利用についての枠組みをつくり、加盟国経済の成長のために利用する。

2 - 8 - 3 観光議定書

南部アフリカ地域の観光資源は主にその豊かな自然及び野生生物の環境であり、将来的にもさらに多くの開発が期待されるが、同時にそれらの環境とエコシステムは破壊されやすいものでもある。そのために、SADC諸国は環境的に持続可能な観光の促進に留意しつつ、観光産業への投資や施設の整備、ビザ発行の緩和などによる観光客数の拡大などを目指した共通の取り組みを観光議定書に求めようとしている。1998年6月には、日本によるSADC事務局への拠出金による観光議定書ワークショップがウイントフクで開催された。

2 - 8 - 4 医療保健議定書

1999年8月のマプトにおける首脳会議で署名された。

2 - 8 - 5 野生生物議定書

1999年8月のマプトにおける首脳会議で署名された。

2 - 8 - 6 SADC 人民の自由移動に関する議定書

加盟国国民の地域内のビザなしによる自由な移動を目的とし、同時に国境通過における共通の手続きや開境時間の設定などを取り決める。しかし現在すでに発生している多数の不法就労者が、SADC南部の南アやナミビアなどの経済を逼迫し、それらの国での失業者問題をあと押ししている状態であることや、地域的な犯罪シンジケートが行う麻薬取引や盗難車の輸送などを議定書内容が助長するのではないかとの懸念から、まだ署名には至っていない。このことから、当面の対処として域内国間の90日間のビザなし入国に課題を移して討議されている。

2 - 8 - 7 人材開発議定書

地域レベルで人材開発を実施し、教育制度、訓練施設や技術者の共用、雇用機会の創出や生産性の向上を目的とする。

2 - 8 - 8 金融投資議定書

地域レベルで金融及び投資政策における調和と調整を実施し、加盟各国内、地域内、海外からの投資環境を整備することを目的とする。同議定書の作成には、米国が南部アフリカ・イニシアチブに基づいて枠組み造りに協力している^{注34}。

2 - 8 - 9 SADC 裁判所設立に係る議定書

SADC条約第16条で定められたSADC裁判所の設立に関する議定書である。同裁判所は、SADC条約の解釈と適用に関する問題を取り扱う。1998年9月の首脳会議で法セクターの設置が決定されており、同議定書の実施と並んでSADCの法的側面を強化する。

2 - 8 - 10 政治防衛安全保障議定書

コンゴ紛争を巡り、マンデラ南ア大統領とムガベ・ジンバブエ大統領がSADC政治防衛安全保障機構の役割を巡り対立した。ムバパネで1999年10月に開催されたSADC臨時防衛外交閣僚会議では、SADC安保機関がSADC首脳会議に属する下部組織であることが合意され、引き続き、同機関の役割を明確にするために政治防衛安全保障議定書と防衛協定が起草されることになった。

2 - 8 - 11 SADC ジェンダー宣言

1997年9月の首脳会議で採択されたSADCジェンダー宣言(議定書ではない)は、地域のすべてのジェンダーによる不平等を根絶することを目的とする。2005年までに政治及び意思決定機関での30%以上の女性の参加を獲得することを目標に設定している。そのために、

すべての法律の無効化と再制定、憲法の修正及び女性を差別する社会慣習の変更、及びジェンダー指向の法律を制定する、

女性及び男性による質の高い教育へのアクセスを強化し、カリキュラム、職業選択におけるジェンダー視点からのステレオタイプ化を廃止する、

女性と児童に対する暴力の拡大を防止する緊急の対策をとる、

女性と児童の人権に関わる情報と資料を普及させるようマス・メディアを奨励する、

ことなどを掲げている。

注34 USAID(1999)

3. 地域統合

3 - 1 アフリカ経済共同体(African Economic Community : AEC)

3 - 1 - 1 条約の署名

1963年5月に設立されたOAUにおいては、常にアフリカ大陸の経済統合に関する決議及び宣言が行われてきている^{注35}。最終的に、具体的なタイムテーブルを備えて、ナイジェリアのアブジャにて、1991年6月に、OAU加盟国48カ国によって署名された条約が、アフリカ経済共同体設立条約(Treaty establishing the African Economic Community)である。現在、OAU、UNECA(United Nations Economic Committee for Africa : 国連アフリカ経済委員会)及びADB(African Development Bank : アフリカ開発銀行)の3機関はアジスアベバに合同事務局を設置し、SADCなど、アフリカのサブ・リージョンの地域機構の代表の同席のもと、経済統合の実施促進に係る定期会議を開催している^{注36}。AEC設立条約に定められたAEC設立までのタイムテーブル^{注37}は、34年間以内6段階に分割されている。

3 - 1 - 2 経済社会委員会会議

AEC設立条約第3章には、共同体の機関についての規定が定められている。それらは、(第8、9及び10条)首脳会議、(第11、12及び13条)閣僚会議、(第14条)汎アフリカ議会、(第15、16及び17条)経済社会委員会、(第18、19及び20条)裁判所、(第21、22、23及び24条)事務局、事務局長及び

注35 それらは1968年9月のアルジェ、1970年8月、1973年5月のアジスアベバにおいて始まり、1976年12月の閣僚会議で採用されたアフリカ経済共同体設立に係るキンシャサ宣言、及び同宣言を支持した1977年7月のリーブルビルでの首脳会議決定に端を発し、また、「新国際秩序設立のための経済社会開発での国家的集团的自立のためのガイドラインと手法に関する合意のモノロピア宣言」においては、アフリカ経済共同体への前哨としてのアフリカ共同市場の創設の要求、そして、1980年4月のラゴス行動計画では、2000年までにアフリカ大陸の経済社会文化的統合を促進するためのアフリカ経済共同体の設立が確認された。

注36 OAU(1996)p.9.

注37 それらを簡略に紹介すると次の通りとなる。(AEC 設立条約第6条)

- 【第1段階】 (アフリカ経済共同体 条約の発効から5年以内に、現存する地域経済共同体(Regional Economic Community: REC、アフリカ大陸を東西南北及び中部に分けた下位地域(サブ・リージョン)における地域協力機構を指す、例えば SADC や ECOWAS など)を強化し、存在しない地域には REC を設立する(第6条2項 a))
- 【第2段階】 8年以内に、条約発効時に存在する関税及び非関税貿易障壁や国内税を安定化する(第6条2項 b))
- 【第3段階】 10年以内に、関税、非関税貿易障壁を漸次撤廃し自由貿易地域を設立する、また、共通域外関税を設定し、関税同盟を設立する(第6条2項 c))
- 【第4段階】 2年以内に、REC間におけるシステムを、大陸レベルにおいて共通域外関税をもつ関税同盟の設立のために調整する(第65条2項 d))
- 【第5段階】 4年以内に、アフリカ共通市場を設立する(第6条2項 e))
- 【第6最終段階】 5年以内にアフリカ共通市場の機能を強化、人、モノ、資本、サービスの自由移動を達成、単一の市場と汎アフリカ経済通貨同盟の設立、アフリカ通貨同盟設立の最終段階においては単一のアフリカ中央銀行と単一のアフリカ通貨を導入する。汎アフリカ議会を設置し、議員を大陸レベルの普通選挙により選出する(第6条2項 f))

また、一段階から次段階への移行は、閣僚会議の勧告により、首脳会議が前段階の目標達成を確認した後、次段階への移行を承認する(第6条4項)こととなっており、前項(第6条1項)の規定にもかかわらず、累積の移行期間は、条約発効の時点より40年を超えないものとする(第6条5項)とされている。1994年5月12日に、その要件である3分の2の署名国の批准を得て(第101条)、AEC設立条約は発効することとなった。つまり、1994年5月12日に発効した同条約においては、現在、第2段階にあり、最終的なアフリカ経済共同体の成立は、発効時より34年後の2028年ないしは40年後の2034年に目標達成の設定がなされたことになる。1997年4月の時点まででは、40カ国が署名及び批准を了している。

職員、(第25、26及び27条)特別専門委員会である。

上記諸機関の中、共同体設立のための最主要機関と言えるのは経済社会委員会(Economic and Social Commission: ECOSOC)であるが、右は、経済開発、計画、統合を所轄するOAU加盟国の大臣、REC、第三国及び他の機構の代表から構成され(第15条) ラゴス行動計画に従い、アフリカ諸国と国際社会間の経済的社会的発展のための計画策定、政策及び戦略を準備し、右を閣僚会議を通じ、首脳会議に勧告として行うことなど(第16条)が役割とされている。

第1回のECOSOC会議は1996年11月に象牙海岸のホストにより、アビジャンにて開催された。同会議には、OAU加盟39カ国の他、RECを含む国際機構などとしてECOWAS(Economic Community of Western African States : 西アフリカ諸国経済共同体)、ECCAS(Economic Community of Central African States: 中部アフリカ諸国経済共同体)、COMESA、SADC、ADB、ECA、OATUU(Organisation of African Trade Union Unity : アフリカ労働組合統一機構)、PATU(汎アフリカ電話通信連合)、世銀、UNIDO (United Nations Industrial Development Organization : 国連工業開発機関)、UNESCO(United Nations Educational Scientific and Cultural Organization : 国連教育科学文化機関、ユネスコ)、UNDP(United Nations Development Program : 国連開発計画)、ITU(International Telecommunication Union : 国際電気通信連合)、FAO(United Nations Food and Agriculture Organization : 国連食糧農業機関)、GCA(Global Coalition for Africa)、アフリカビジネス円卓会議、AFREXIM Bank(アフリカ輸出入銀行)、IMF (International Monetary Fund : 国際通貨基金)が参加した。

会議では、REC間の合理化及び調整、情報交換などの必要性を確認し、アフリカ大陸の5つのサブ・リージョンにおいてのAEC設立条約の目的に則するRECの特定作業の促進などを求めた他、ECOSOC活動計画の設定などが決議されている^{注38}。

3 - 1 - 3 REC との関係

OAUは現在、アフリカの各サブ・リージョンに既存のRECと統合に向けての協議を進めており、右は、COMESA、ECOWAS、SADCそしてECCASの4機構である。また、ECOSOCではアフリカを5つのサブ・リージョンに分割して考慮しているが、北部アフリカの地域機構であるアラブ・マグレブ連合とは1984年にOAU脱退を宣言したモロッコとの関係で協議が進展していない。アビジャンでのECOSOC会議の場で、ムタティECCAS事務局長が、1983年に設立された同機構の財政の危機的状況を訴え、1993年から活動が停止されていると述べるなど、中部アフリカにおけるRECの活動は芳しくない。また、東南部アフリカのRECであるCOMESAは、ウガンダのカンパラにおいて1993年11月にCOMESA条約に署名した20カ国のうち7カ国が批准を未だ実施しておらず(1997年3月時)、更にその内、モザンビーク及びレソトが脱退を表明するなど、機構としての団結力が問われている状態で

注38 *Ibid.*, p.15.

ある。SADCでも、その設立条約の序文中に、ラゴス行動計画及びAEC設立条約を考慮することが記されており、大枠としてのAECへの統合必要性の認識を見ている。

アモアコ国連アフリカ経済委員会事務局長は、第1回ECOSOC会議でのスピーチの中で、今までのアフリカ諸国政府の統合への取り組みを、「統合は単に政府の『トップダウン』の政策にすぎないと認識している人もいる」と認めた上で、今後の基本的政策を2点に絞って提言している^{注39}。それらは、貿易自由化、通貨調和及びプライベート・セクターの促進、及びアフリカの(道路鉄道などの)交通・運輸インフラの拡大及び(右による各国の)接続であった。各国によるそれら2つの政策協調のためにも、サブ・リージョンにおけるRECの主導は不可欠であろう。

3 - 1 - 4 統合への第1段階 - SADC など下位地域機関との協調

AEC設立のために、同条約において特定されている39の議定書の締結準備作業がなされているが、第1段階から第4段階の協力は、全大陸的ではなく、RECを中心に各サブ・リージョンを基礎に行われることから、その観点から枢要な議定書として、「AECとRECとの関係に関する議定書」(第88条及び第95条)が挙げられよう。同議定書は、8章33条からなり、条約の規定に基づくRECの強化や、第1段階から第3段階のRECの活動の枠組みの提供が目的とされる(議定書第3条)。議定書第21条においては、AECの決定のRECへの関係が規定されており、第7条で規定されている首脳会議及び閣僚理事会は、条約の目的にそぐわない政策を採用、又は第6条に定められているタイムテーブルに遅滞しているRECに対し、指示を与えること(議定書第21条1項及び2項) また、適当とみなされれば経済制裁を指示すること(同3項)が記されている。

同議定書の発効は、少なくとも3つのRECの長が、AEC事務局長と署名を行った時点である(議定書第31条)が、その発効によって、議定書に署名するRECはAECの下部機関と位置づけられると言える。第1回ECOSOC会議において提出され、ハラレにおける第33回首脳会議において採択されたECOSOC活動計画^{注40}においては、同議定書の承認を1996年6月から1998年と予定していた^{注41}。その後、SADCはOAU常設運営委員会会議に事務局員を参加させ、OAUやCOMESAなどと共に同議定書の草案作成に貢献し、1998年2月25日にはアジスアベバで議定書への署名を行った。

注39 Amoako(1996)

注40 OAU(1996)*op. cit.*, p.17 and Annex 1.

注41 Mr. Dirar, Director of Economic Development and Cooperation, OAU本部に於ける1997年9月10日のインタビューより。

3 - 2 SADC の地域経済統合

3 - 2 - 1 SADCC のアプローチ

地域統合にはいくつかのモデルが存在する。広く紹介されるものが、バラッサの単線的発展的市場統合モデルである^{注42}。バラッサのモデルは、自由貿易協定(Free Trade Area)→ 関税同盟(Customs Union)→ 共同市場(Common Market)→ 経済同盟(Economic Union)→ 政治同盟(Political Union) と貿易及び市場統合の過程を単線的に連続させたものである。先に述べた OAU 主導によるアフリカ経済共同体は、この単線的発展モデルを採用し、その第3段階に自由貿易地域及び関税同盟の設立、第4段階に関税同盟、第5段階にアフリカ共通市場を設立、そして第6の最終段階に経済同盟から政治同盟の成立を目標としている。

このような、単線発展型の統合と異なって、SADCCが1980年代に採用した地域協力の形態は、「セクター計画アプローチ(Sectoral Programming)^{注43}」と名付けられた方式であり、右の特徴は、南部アフリカ地域内の「経済開発協力」に向け、国境を越えた裨益効果を持つプロジェクトの承認及び実行を通じて実施するに留められていたことである。その重要な背景としては、当時、SADCC加盟国が各々に異なった経済発展に対する政策を採用していたことが考え得る^{注44}。すなわち、各国の植民地時代からのバックグラウンド、保有天然資源の種類と量、市場規模、地政学的位置そしてイデオロギーの違い(マルクス・レーニン主義社会主義を採用したモザンビークとアンゴラを一方の端として、反対に経済に対する政府の介入が少なく、自由主義的なマラウイ、レソト及びスワジランドの3カ国、そして、両極の中間に位置するであろうザンビア、ジンバブエ及びタンザニアなど)により、各国の政治経済状況が多様性に富んでいたことが一因でもあった。そこでは、政治、外交及び安全保障などの高度な政治分野(high politics)は議論されず、また、対象とされた運輸通信セクターや農業セクターなどでの協力を通じて域内の安全保障を確立するという「機能主義」的な要素も見られない^{注45}こともSADCCの統合度の緩さを表していたと言える^{注46}。

そして、1980年代後半に入るとそのセクター計画アプローチは、SADCC自身によって次の3点で同機構の開発戦略として十全な機能を果たし得ないことが検証される^{注47}。その3点とは、まず第1に、各加盟国の政策や計画が、地域の統合への努力との間に強固な関連を持たないこと、2点目に、加盟

注 42 Balassa B.(1961)

注 43 Chitala D.(1987)p.13.

注 44 Saasa O. S.(1991b) pp.60-61.

注 45 Østergaard T.(1993)p.44.

注 46 Østergaardの前述書p.27によると、アフリカにおける主な地域経済統合は、SADCCを除き全て市場統合モデルを採用していた。SADCCが西側援助国に評価された一因として、SADCCが、アフリカにおいてはたぐい稀に、そのような実行可能な地域協力を地道にとり進めたことが挙げられるのではなからうか。これは、西側諸国のアフリカに対する「援助疲れ」現象からも考察できよう。

注 47 SADC(1992a)p.27

国と地域の、各セクターにおける政策の違いによる対立の発生の可能性、そして3点目が、加盟国の担当セクターにおける政策及び経済政策全体の変更の可能性、である。1986年8月の首脳会議では、4～5%と依然低迷していた域内貿易を活性化するため、SADCC域内貿易促進計画の設立が承認され、その実行のため、新規の産業及び貿易セクターの調整部門がタンザニアの担当の下設置された^{注48}。

3 - 2 - 2 SADCのアプローチ

SADCでは、その設立条約の序文中に、ラゴス行動計画及びAEC設立条約を考慮することが記されており、また同条約第5条において、「発展と経済成長を達成し、貧困を緩和し、南部アフリカの人民の生活水準及び質を高め、地域統合により社会的に不利益を蒙っているものを支援すること(1項a))」、「共通の政治的価値、制度及び機構を発展させること(同b))」さらに、「加盟国間において、資本、労働、商品及びサービス、また、地域の人民一般の自由移動を阻害する障害を漸進的に撤廃することを目的とする政策を発展させ(2項d))」ることなどが規定されていることから、機構の経済統合の方策として、市場統合アプローチを公式に取り入れたことがうかがえる。しかしながら、SADCの採用するアプローチは、単線的発展的市場統合モデルでもなく、従来のセクター計画アプローチでもなく、両者の組み合わせに、域内の低開発国への補償措置を伴う、「開発統合(Development Integration)アプローチ」と呼ばれるものである。

開発統合アプローチは、SADCにおいては、1992年1月のマプトでの年次協議に提出され、翌1993年1月のハラレでの年次協議にて「共同体建設のための枠組み及び戦略」として採用されている^{注49}。

この開発統合アプローチの実施にあたり、SADCにより1993年の年次協議にて採用された将来的取り組みは次の6点である^{注50}。

地域統合では、参加国独自の利益のみでなく、全体としての包括的な利益が要求されることは明白である。それゆえ地域協力及び統合の過程においては、自国の国益のみではなくパートナーの利益も考慮し、交渉により物事を決定していくこと。

調和、公平及び相互利益というSADCCからの原則に基づき、国土、人口及び天然資源などに多様性を有する南部アフリカの諸国の事情に鑑み、統合により利益を享受する国は、そうでない国に対し補償措置を実施する。

資本、労働力、商品及びサービスなどの生産要素のより自由な移動は、経済統合の中核であるとして重視する。

参加国市民が、計画、投資及び貿易を円滑に実行できるように、透明性のある規則及び手続きを制定し、信頼と予測性を提供する環境を創出する。そのため、参加国が、共同で、拘束力を

注48 Saasa O. S.(1991c)p.23.

注49 SADC(1994b)p.22.

注50 SADC(1993a)pp.8 - 10.

持つ決定を行うことに合意する。その実施上の紛争を調停する機関を必要とする。

地域協力は、それゆえ、国家主権の行使に影響を与える、よって、過去に国家単位で行われた決定は、地域的な環境に妥当な考慮を払わなくてはならない。

SADCの統合プロセスは、その進行に柔軟性を与えられなくてはならない、また、現存する二国間協定、SACU、SACMA(Southern African Common Monetary Area : 南部アフリカ共通通貨地域)などの上に実施されるものであり、PTA(1994 年より COMESA)やアフリカ経済共同体とも調和されなくてはならない。

1997年の首脳会議より、新たな2カ国が加盟したことにより、独立以降継続的に南部アフリカの植民地的及び人種の解放に深く関わっており、かつSADCCの創設からの主要なメンバーであったタンザニアを除き、SADCは、従来の南部アフリカ地域以外でも、モーリシャス、セイシェル及びコンゴなど、多様な顔ぶれを揃えることになった。そのような加盟国の多数化及び多様化が地域統合に与える影響はいかなるものであろうか。地域統合の属性の中でその制度化に影響を与える要因として、「参加国数」と参加国間の「力の分布」が挙げられる^{注51}。

加盟国が増加し、特にアフリカ第3位の面積、第4位の人口を有し、豊富な鉱物資源を保有するコンゴが新たなメンバーとなったことは、「SADC自由貿易地域」成立後における市場としての「規模の利益」も大きく享受できようし、また、SADCにとって、国連などの国際交渉の場における交渉力も強くなろう。反面、地域全体のセクター別政策の見直しは避けがたくなるなど、新たな地域レベルの計画をSADC行動計画に組み込む作業が必要であり、そのためのコストや時間も今後追加されなければならないなど、加盟国の増加による統合の速度の低下は避けられないことでもある。

また、加盟国の増加による力の分布の変化は必然である。SADCにおける中心的な役割は、従来、タンザニア、ザンビア、ボツワナ及びジンバブエなど、フロントライン諸国が担ってきたが、1994年に加盟し、1996年から議長国となった南アや大国コンゴの加盟により、それらフロントライン諸国の機構内部での地位の低下は明白である。グリーコ^{注52}は、地域統合を図ろうとする国家は、一方で経済の自由化によってそれぞれの国が経済成長などの利益(これを各自の「絶対的な利得(absolute gain)」という)を得ようとすると同時に、他方では、お互いの相対的な力関係の変化(これを「相対的な利得[relative gain]」という)をも重視し、統合の過程において、将来「相対的な利得」が損なわれると考える場合には制度化はなかなか進まない、という仮説を立てている。

その仮説に従えば、加盟国内で力の分布の変容の激しいSADCの地域統合は困難な方向に向かっていと言わざるを得ない。経済統合としての「自由貿易地域」の創造へ向けた協力を行っているものの、資本や労働の自由移動を伴わない域内での関税及び非関税障壁の撤廃は、「絶対的な利得」である規模の利益の享受よりも、南アに対する経済的従属関係の進行という「相対的な損失」が問題とされること

注51 Kahler M.(1992)pp.681 - 708.

注52 Grieco J. M.(1997)

が予想されるからである。また、そのような経済的損失が、開発統合アプローチによって域内の低開発国への補償措置で補うことが可能としても、次章で検討するザンビア問題のような、一加盟国の民主化や人権の問題をSADCとして議論するといった場合の、当該加盟国政府の政治的な損失を補填することは困難であろう。

最後に、SADC地域の経済統合にとって最大の要となる取り決めは、1996年8月にマセル(レソト)での首脳会議で署名された「貿易議定書」であり、同議定書における統合の目標は、8年以内の自由貿易地域(Free Trade Area)の設立(議定書第3条1項(b))である。同貿易議定書の批准に向けては、EU、Nordic 諸国(加盟国については5 - 3 参照)及び米国などの強い支援が行われている。

4. 地域の安全保障

4 - 1 冷戦の終焉

第2次大戦後に訪れた冷戦時代は、当初、その戦略的比重の軽さのために、アフリカに大きな影響を及ぼさなかった。しかし1970年代の半ば以降、具体的には72年のニクソン・米国大統領のモスクワ訪問以降に、東西両大国のアフリカへの進出の度合いが高まった。75年11月にマルクス・レーニン主義解放組織であるアンゴラ解放人民運動(MPLA: Movimento Popular de Libertação de Angola)が樹立を宣言したアンゴラ人民共和国が、独立アンゴラの正統国家として国際的承認をも勝ち取ったことが、同じくマルクス・レーニン主義解放組織であるモザンビーク解放戦線(Frente de Libertação de Moçambique: FRELIMO)主導によりモザンビークが独立していたことと併せて、西側諸国に大きな衝撃を与えた。当時、南部アフリカは多くの火種を抱えており、それ以降に南ローデシア、ナミビア及びアパルトヘイト下の南アの解放が、東側のペースで進行することが危惧された。特に、ナミビアの主要な解放勢力である南西アフリカ人民機構(South-West Africa People's Organization of Namibia : SWAPO)や南ローデシアの二大解放勢力の一つであるジンバブエ・アフリカ人民同盟(Zimbabwe African Peoples' Union : ZAPU)が共にソ連寄りの姿勢を見せていたことが、少数白人支配体制はもちろん、西側諸国の危機感を増幅させる要因として少なからず作用した。そこで米国は76年4月以降積極的な南部アフリカ外交を展開し、南ローデシア問題の解決に介入し、アンゴラでは、反政府武装勢力であるアンゴラ全面独立民族同盟(União Nacional para a Independência Total de Angola : UNITA)に支援を行った。これは、1981年に登場したレーガン政権の打ち立てた、「強いアメリカの復活」を対外外交の基調とする、「建設的関与(constructive engagement)」において引き継がれている。こうした米国の対南部アフリカ積極政策の結果、南ア国民党政権の周辺諸国に対するいわゆる不安定化政策が一段と推し進められ、周辺諸国は次々に南アへの対決姿勢を弱めていった。こうして80年代半ばまでに南アの押しつけた地域秩序が成立し、南アの首都名を取って「パックス・プレトリアーナ」と呼ばれた。その後、85年に登場したソ連ゴルバチョフ政権の「新思考」外交により、88年のアンゴラ包括和平協定が締結され、アンゴラ駐留キューバ兵が撤退し、それとリンクされたナミビアの独立達成が実施されるまで、南部アフリカは東西冷戦の重要な一前線であった。

このように、パックス・プレトリアーナが冷戦の落とし子であったなら、その一形態であるアパルトヘイトも東西冷戦の結果であり、アパルトヘイトの終結も冷戦の終焉の波及効果であると言える。かくして「冷戦の終焉」がアフリカにもたらしたものは、国際関係の中での比重の低下であり、周縁化であり、経済的危機の進行と冷戦時代に抑圧されていた矛盾や歪みの噴出であった^{注53}。

SADCCによる冷戦下での地域協力へのアプローチは、東西大国が支配した地域の安全保障や民主主義の問題には触れない、前述のような開発プロジェクトを中心に加盟国間の協力を進めてきた「セク

注53 小田英郎(1996)pp.305 - 315.

ター計画アプローチ^{注54}」と呼ばれるものであった。冷戦後の1992年に成立したSADCは、冷戦という国際関係に浸食されてきた地域の開発方式に区切りをつけ、南部アフリカ地域の周縁化と部族化を防止するために、SADCCから発展し、地域協力のためにより法的に拘束力のある機構として機能すべく期待されていた。そのために、経済面、特に地域全体を裨益対象としたSADCプロジェクトの立案、実施、という極めて経済的な機能に集中した活動を継続してきたが、欧米援助国からの資金繰りを確保するためにも、加盟国全体の民主主義、人権、法の支配の状況を監視する必要性が生じてきたのは当然の帰結であったであろう。

すなわち、SADC条約第4条では、SADCと加盟国は、「連帯、平和と安全保障」、「人権、民主主義及び法の支配」、「紛争の平和的解決」の原則に従って行動しなければならないと規定し、第5条は、「平和と安全保障を促進し防衛すること」をSADCの目的とし、第21条では「政治、外交、国際関係、平和及び安全保障」をSADCでの協力の範囲と定めている。条約の署名より4年後の1996年に、ようやく、SADCとしての「政治、外交、国際関係、平和及び安全保障」に対する「制度的」な取り組みが開始された。

4 - 2 政治、防衛及び安全保障に関する SADC 機関

1996年には、通常的首脳会議に先がけて、6月28日にハボロネにて臨時首脳会議が開かれた^{注55}。首脳会議への出席者は、マシレ・ボツワナ大統領、ムルジ・マラウイ大統領、チサノ・モザンビーク大統領、ンジョマ・ナミビア大統領、マンデラ・南ア大統領及びムガベ・ジンバブエ大統領の各SADC加盟国元首であり、その他の加盟国は、アンゴラの不参加を除き、閣僚級の出席となった。同首脳会議では、政治、防衛及び安全保障に関するSADC機関(以下、SADC安保機関)の設立が決定され、今後、域内外における政治、防衛及び安全保障問題はSADC安保機関にて論議、調整が行われることとなり、初代議長にはムガベ・ジンバブエ大統領が選出された。

1996年6月の首脳会議に先立って、同年1月に同じくハボロネにて、外務、防衛担当大臣の閣僚級会議が開催されている。この会議では、政治、外交、防衛及び安全保障の問題に対し、SADCとしていかなる対処を進めるべきかが話し合われている^{注56}。1994年のハボロネにおける首脳会議で既に、政治、防衛及び安全保障のセクターを新たに設けることが決定していたが、1996年1月の閣僚級会議の結果として2つの提案への絞り込みがなされ、決定は毎年8月に開催の首脳会議に送られることになった。

注54 Chitala D.(1987)p.13.

注55 1996年6月22日付Herald紙(ジンバブエ) 6月26日付Mid Week Sun紙(ボツワナ) 7月3日付Botswana Gazette紙及び7月5日付Meegi紙(ボツワナ)は、同首脳会議を、カウンダ前大統領の次期大統領選への出馬を阻むことになった憲法改正問題で揺れるザンビア情勢を討議する会議であると報道したが、同26日のDaily Mail紙(ザンビア)では、マチュングワ(ザンビア)外務副大臣により否が否定されている。また、首脳会議の後発表されたコミュニケでは、ザンビア憲法問題は加盟国の国内情勢報告としてのみ扱われている。

注56 SADC(1996d)

同閣僚級会議にて検討され、首脳会議の選択決定を仰ぐことになった2つの提案は、南部アフリカ諸国連合(Association of Southern African States、ASAS)を設立すること、又は 政治、防衛及び安全保障に関する SADC 機関を設立すること、であった。

とりわけ のASAS設立案は、フロントライン諸国の外務大臣の連名による提案であったことが特筆される。

最終的には、政治、防衛及び安全保障に関するSADC機関を設立するとの決定が6月の臨時首脳会議にて行われた。条約第4条にある「b) 連帯、平和及び安全保障及びe) 紛争の平和的解決」の規定を基に設立された SADC 安保機関は、主に首脳会議レベルによって、他の SADC 機関とは独立に機能し、また、既存の国家間防衛安全保障委員会(ISDSC、Inter-State Defense and Security Committee)は SADC 安保機関の下部機関となることとなった^{注57}。

ムガベ大統領は、SADC 安保機関の議長に選出された後、次のように述べた。

「どのような事項も最大限の協議を必要とする。いかなる国もいかなる国に対して何も強制する余地はない、いかなる国の国内管轄事項にも干渉できる余地はない。しかし、もし不安定な状態が発生すれば、いかにそれを調整するかを協議するべきであろう。我々の責務は地域の発展を確保するものにあることにある。これは、(南部アフリカ) 地域の人々が繁栄を享受するようSADCを共同体とした時の心底からの希望でもある」^{注58}

(1) SADC 安保機関の原則

SADC 安保機関の原則は次の通りである^{注59}。

全ての加盟国の主権平等

各国の国家主権と領土保全及び独立した存在としての不可侵の権利の尊重

地域の連帯、平和及び安全保障の達成

人権、民主主義及び法の支配の遵守

全ての加盟国が平等で調和のとれた相互利益を得るための SADC 地域での経済発展の促進

交渉、仲介及び仲裁裁判による紛争の平和的解決

いかなる性質の軍事的介入も、OAU及び国連憲章に従い、全ての可能な政治的救済策が尽くされた上で決定される

(2) SADC 安保機関の目的

SADC 安保機関の目的(一部)は次の通りである^{注60}

注57 SADC(1996f)

注58 Mid Week Sun(Botswana)3 Jul. 1996

注59 SADC(1996f)

注60 *Ibid.*

法と秩序の崩壊、国家間の紛争及び外部からの侵略によって引き起こされる不安定性に対し、人民と地域の発展を保護する

加盟国間で政治的協力を促進し、共通の政治的価値に基づく制度及び機関を発展させる

相互に関心や利害のある領域において共通の外交政策を発展させ、国際社会に共通の利益を持つ問題につき、地域として働きかける

対立が発生したときは、可能な限り速やかに外交手段を用い解決を図る。その手段が失敗したときに限りSADC安保機関は首脳会議に応報の手段を考慮するよう勧告する。これらの対応は平和、安全保障及び対立解決のための議定書に規定される

集団安全保障能力を構築し、域外からの脅威に対応するため、域内又は(アフリカ)大陸の他の地点の平和維持に加盟国軍を召集し平和を維持するために相互防衛協定を締結する。

国連、アフリカ統一機構又は他の国際条約の軍備管理、軍縮、人権及び国家間の平和的關係に係る決定を奨励し監視する

国際又は地域の平和維持活動への加盟国による参加を調整する^{注61}

南部アフリカ地域の平和と安全保障に影響する域外の対立につき言及する

SADC 安保機関の初回会合は、SADC 安保機関設立から約1カ月後の1996年7月24日に、モザンビークの首都マプトで開催された。会合には、マシレ・ボツワナ大統領、チサノ・モザンビーク大統領、マンデラ・南ア大統領及びムガベ・ジンバブエ大統領が参加し、スワジランド情勢、特に労働組合による民主化要求問題が取り上げられた。会議には、スワジランドより国王ムスワティ3世の出席はなかったものの、ンスマロ首相代行が同国の情勢につき説明を行い、同国において段階的な民主化を実施することが確認された^{注62}。

4 - 3 アンゴラ

1996年の10月には、アンゴラ問題についての、SADC 安保機関首脳会議がとり行われた。1994年以降のアンゴラの和平プロセスが停滞していることは、SADC地域において大きな政治的不安定要素であるばかりか、経済発展のためのプロジェクト推進の大きな阻害要因でもあった。同首脳会議には

注61 加盟国によるPKOへの活動調整の一環として、1997年4月に東部ジンバブエにおいて、SADC9カ国の軍隊による「Blue Hungwe 演習」と呼ばれる1500人規模の共同演習が実施された。この演習は、イギリス及びジンバブエ政府がスポンサーとなり、90万米ドルの費用を投じ、国連PKOの方式に合わせて行われている。参加9カ国は、ボツワナ、レソト、マラウィ、モザンビーク、ナミビア、南ア、スワジランド、タンザニア、ジンバブエである。Africa Research Bulletin p.12637. April 1st-30th, 1997. 2度目は南アで実施され、「Blue Crane 演習」と呼ばれ、8000人の参加するアフリカで最大のPKO演習であった。南アの北ケープ州で実施されたこの演習には、国連及び赤十字のモニター団と訓練を行う軍事監視団が参加した。参加国は、南ア、ボツワナ、アンゴラ、レソト、マラウィ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエの12カ国である。経費支援は、米国、イギリス、フランス及びドイツによってなされた。Africa Research Bulletin, p.13501, 1 - 30 Apr. 1999

注62 スワジランドは、1986年4月に即位したムスワティ3世が国家元首とし、政党による政治活動が禁止されている制度を持つ王国である(1996年7月現在)。1996年7月25日付Herald紙(ジンバブエ)によると、1995年及び96年にスワジランド労働組合連合会が民主化を求めてゼネストを実行し、政府との緊張が発生した。

SADC 域内の 7 名の国家元首が出席^{注 63}したが、アンゴラ全面独立民族運動(União Nacional para a Independência Total de Angola : UNITA)のサビンビ議長への参加が得られなかったため、SADC 諸国首脳による、政府と UNITA 側との仲介は実現しなかった。同会議では、ドスサントス大統領により、1994 年 11 月に調印されたルサカ和平協定内容の実施状況につき、また、ベエ国連事務総長特別代理(Mr Alioune Blondin Beye, the Special Representative of the Secretary-General for Angola)により和平プロセスの進行状況につき説明が行われた後、閉会した。

ルサカ和平協定後、国連による合計 7,000 人に及ぶ平和維持軍が送り込まれ、9 億ポンドの経費が使われた。しかし、政府軍と UNITA 軍の双方が協定を守らず、内戦は拡大した。1998 年の末から 1999 年にかけて、2 機の国連機が撃墜され、アナン国連事務総長は平和維持軍の撤退を安保理に要求した^{注 64}。SADC は 1998 年の首脳会議においても、UNITA 側が和平交渉に臨まないことを非難し、国連による経済封鎖を遵守するよう加盟国と関係国に呼びかけている^{注 65}。

アンゴラは SADC 加盟国の中においては、比較的大きな GDP を有し、原油^{注 66}、天然ガス及びダイヤモンドなどを豊富に産出することから、アフリカ有数の豊かな国となる潜在性を持つ。また、対外輸出高も域内では南アに次いで 2 番目に多い。アンゴラの和平実現及び政治的経済的安定化は、例えば、同国がザンビアなど内陸国の港への物品輸送を行うベンゲラ鉄道を有しているところから重要であるなど、SADC 内陸諸国が長く目的としてきた、大洋に続く輸送ルートの多角的確保の実現化への意義も大きい。SADC 安保機関が、アンゴラ問題において、国連などの外部機構と協調を行った上で、いかに域内の安定を達成するための役割を担うかが課題であったものの、ダイヤモンドの売却による利益を背景に戦闘を継続する UNITA 側への交渉は極めて困難な状態となっている。

4 - 4 ザンビア

ザンビアでは、19 年間にわたる一党独裁制の終了後、1991 年の複数政党制総選挙(大統領選挙及び国民議会議員選挙)で圧勝した複数政党制民主主義運動党(Movement for Multi-party Democracy: MMD)が政権が 5 年間のマンデートを終了し、1996 年 11 月に「民主化」後 2 度目の総選挙を行った。しかしながら、96 年 11 月の総選挙に先立つ 5 月に成立した改正憲法の規定により、野党第一党である統一民族独立党(United National Independence Party: UNIP)の党首であるカウンダ前大統領がマラウイ人を両親に持つとの理由により事実上大統領選への立候補を阻止されたことが、今次選挙の大きな焦点を生み出した。5 月にその旨の憲法改正法案が通過した直後にドナー側より、ザンビア国民の自由に指導者

注 63 ムガベ・ジンバブエ大統領兼 SADC 安保機関議長、ドスサントス・アンゴラ大統領、マシレ・ボツワナ大統領、チサノ・モザンビーク大統領、ンジョマ・ナミビア大統領、チルバ・ザンビア大統領及びマンデラ・南ア大統領の 7 名。

注 64 林晃史(2000)

注 65 SADC(1998)、

注 66 アンゴラ一国の石油生産のみで、SADC 地域の総需要の 9 割をまかなえる潜在性がある。しかし、現在、その大部分が域外に輸出されており、SADC 地域の経済発展には利用されていない。SADC(1996e)p.14.

を選択する権利を侵害しているとして遺憾の意が表明された^{注67}が、以後選挙の終了後も、ザンビア政府側とドナー側はこの問題につき平行線を辿ることになった。

他方、SADC諸国の指導者達も、1996年6月28日のSADC安保機関設立に関する臨時首脳会議においてザンビア問題を取り上げたが、ザンビア側の説明により、同国国内には危機的状況は存在しないとの報告を受け、SADCによる同国国内問題への介入には到らなかった。総選挙日直前の11月12日に、チルバ大統領は、8月よりSADC議長となったマンデラ大統領とプレトリアにて会談した。そこにおいてマンデラ大統領よりSADCを代表し、総選挙の実施延期が提案され、引き続き記者会見においては、チルバ大統領も選挙については善処する旨発言したが、同大統領のザンビア帰国後、翌13日には、選挙の延期を否定する記者会見がミヤンダ副大統領により行われた^{注68}。このことはSADC議長としてのマンデラ大統領のザンビアの国内的対立への仲裁が無効であったことを意味した。大統領選への出馬を改正憲法により阻止されたカウ ندا前大統領は、1964年のザンビアの独立時から27年間大統領を務め、SADCCの設立に大きく寄与したのみならず、同大統領が南部アフリカ地域において植民地解放と多数支配国家の成立のために果たした役割は大きい。従ってSADC諸国の指導者達たちが、南部アフリカ解放の功労者であるカウ ندا前大統領の大統領選挙立候補資格を問題にするのは、いくぶん情緒的・友誼的な理由も考えられるであろう。

このようなドナー諸国や野党、NGO、SADC首脳の反発を受けながらも、ザンビア政府は同1996年の11月18日の選挙を平和裡に実施し、大統領選挙では現職であるチルバ大統領の圧勝、また、国民議会議員選挙においても、チルバ大統領の率いるMMD党が150議席中131議席を獲得する結果となった^{注69}。

OAUでは、OAU憲章第3条2項に定めている「内事不介入原則」により、その運営に制約が及ぼされたが、SADCの条約には同種の規定はなく、加盟国の主権平等を第4条に記しているにすぎない。その点のみを抽出すると、SADCはOAUよりはという限定付きながらも、幾分加盟国の国内問題に介入するという意味での「超国家的」な活動をまかされる余地(或いは将来的な可能性)があったと言えるであろう。しかしながら、SADC安保機関設立の際に発表されたコミュニケにおいては、同機関の原則

注67 5月28日にチルバ大統領が憲法改正法案の署名を行った後、米国は国務省より、ザンビア国民の指導者を選択する権利を制限するものであるとして今次の憲法改正に係る決定の変更を要求する旨(US Department of State(1996))。また、イギリスは、6月5日にジンバブエを訪問中のチャーカ・ODA(海外協力庁)長官が、首都ハラレにて、経済援助停止をほのめかしつつザンビア政府側に再考を要求する旨のステートメントを発表している(1996年6月6日付Post紙(ザンビア))。また、続く7月には米国は、5月末の国務省発表を受け、ザンビアへの経済援助を1900万米ドルから250万米ドル削減すると発表した(1996年7月17日付Times of Zambia紙、Daily Mail紙及びPost紙(ザンビア))。

注68 ミヤンダ副大統領のプレスリリースは、1)南アにおける記者会見では、両大統領とも選挙の延期を肯定していないこと、2)選挙の延期は、実際上困難であり、正当な理由を持たないことが述べられた(1996年11月14日副大統領によるプレスリリース)。また、11月15日付Post紙(ザンビア)によると、14日にダーバンで行われたマンデラ大統領の記者会見での総選挙延期に関する発言に対し、MMD選挙対策本部ムワング広報部長は記者会見でマンデラ大統領を非難する記者会見を行った。

注69 選挙後、米国及びEUは、選挙の実施が暴力や混乱を伴わずして行われたことを評価するも、多くの野党が選挙をボイコットした結果を遺憾とするステートメントを発表した(US Embassy in Zambia(1996), EU Representative in Zambia(1996))。また、選挙結果の公表に伴い、主要な民主化関連NGOが11月18日の総選挙が「自由で公正」でなかった旨報告すると、右のNGOの事務所の搜索や代表者の拘禁などが行われたなど人権問題をも提起することになり、カトリック教会(正義と平和のためのカトリック委員会)は、ザンビア政府の民主化及び人権NGOに対する抑圧を非難した(1996年12月2日付Post紙(ザンビア))。

の一つとして、前述の通り、各国の国家主権と領土保全及び独立した存在としての不可侵の権利の尊重が謳われており、また、ムガベ・ジンバブエ大統領の発言にも象徴されるように、加盟国の指導者及び政府における国家主権の堅持への希求は強い。ザンビア問題は、SADCがいかなる程度まで加盟国の国内問題に介入できるのかのテストケースとして考察でき得るが、憲法改正は内政問題であり、暴動や騒動が発生していない以上問題ではないとするザンビア政府側が、その姿勢で内外の反対意見を押し切った結果で終了した。その反動としてドナー側は、民主化及びグッド・ガバナンスに逆行したと判断されたザンビア政府への経済援助の縮小を行うなど、条約前文に掲げる民主主義の尊重や或いは国際的協力の獲得への協力といった事項とは相反する事態が発生する事となった。

4 - 5 コンゴ

旧ザイルであるコンゴでの内戦は、SADC安保機関の機能と権限に対して大きな波紋を投げかけた。1997年5月にカビラ率いるコンゴ・ザイル解放民主勢力同盟(Alliance of Democratic Forces for the Liberation of Congo-Zaire : ADFL)がザイルの首都キンシャサを占領し、モブツ政権が倒れ新政権が発足した。同年9月の首脳会議では、早くもコンゴのSADC加盟が認められた。しかし翌年8月には、東部地域の反政府武装ゲリラが蜂起し、コンゴは再び内戦に突入した。同8月18日にハラレで行われたSADC防衛大臣会議を受けて、ムガベ・ジンバブエ大統領は同夜にSADC諸国が派兵を決定した旨のテレビ放送を行った^{注70}。同会議に南アの代表として出席していたのは、ハラレに駐在する南ア大使であり、南ア防衛相は外相と共に大湖地域問題解決のための別の会合に出席していた。17日には、ンゾー南ア外相がコンゴ問題には軍事的解決を求めない旨の発表をした直後であり、外交的解決を求める南アと軍事介入を求めるジンバブエが、SADC議長国とSADC安保機関議長国との役割を後盾に盾に対立することとなった。8月18日には、プレトリアで首脳会議が開催され、即時停戦、紛争の平和的解決及びすべての当事者の参加する交渉の開始を求める決定がなされた。米国は直ちにこの首脳会議の決定を支持する報道官発表を行っている^{注71}。しかし、8月18日の決定を受けて、ジンバブエ、ナミビア及びアンゴラの3カ国は既に派兵しており、簡単には方針を変更できない状況に陥っていた。

1998年9月にグランバイエ(モーリシャス)で行われた首脳会議では、マンデラ大統領が議長でありつつも、ジンバブエ、ナミビア及びアンゴラの3カ国の派兵を讃える(commend)ことが表明された^{注72}。コンゴ紛争に対するSADCの調停努力は、1998年11月20日にハボロネで継続した。SADCの主導で、コンゴ反乱軍側と南部アフリカ諸国の外相、そして国連とOAUの代表を交えて行われた和平会議は、12月6日にルサカで開催されるコンゴ政府側との会議と併せ平行して進められることになった^{注73}。

注70 WOZA News, 28 Aug. 1998

注71 US Department of State(1998)

注72 SADC(1998)

注73 CNN News, Congolese rebels, ministers gather for peace talk, 20 Nov. 1998

チルバ・ザンビア大統領による和平調停が、EUなどのあと押しをうけて積極的に進められ、1999年7月にはルサカ停戦合意が締結されたが、その後再び政府側、反政府側とも合意無視を唱えてさらなる戦闘活動に入ったため、SADC議長であるチサノ・モザンビーク大統領は2000年1月16日に臨時首脳会議を招集するなどSADCによる和平への活動は継続している。

4 - 6 レソト

レソトでは、1998年5月の総選挙の結果を巡って野党を中心に暴動が発生し、南アとボツワナが軍事介入を行った。5月23日に行われた総選挙では、与党であるレソト民主会議(Lesotho Congress for Democracy : LCD)が80議席中79議席を独占する結果となった。野党側は直ちに選挙の無効を訴えたが、翌日にはSADC選挙監視団により選挙が自由で公正であることが発表された。6月に入り、野党側は高等裁判所に提訴し、8月には何千人規模のデモが王宮前で発生した。8月6日、マンデラ大統領は、レソト危機の解決のため臨時首脳会議を招集し、会議で解決のための南ア、ジンバブエ及びボツワナの3カ国からなるSADCトロイカが結成された。双方の話し合いが実現しないまま、9月に入り暴動が発生するとモシシリ・レソト首相はSADCに対して2度書面による軍事介入を要請した。9月22日には、ジンバブエのムガベ大統領の支持と共に南アは600人、ボツワナは200人の軍隊を派遣し、法と秩序の回復のために事態の沈静化を試みたが、野党とその支持者による抵抗にあい、多数の死者をだすこととなった。その後27日に南アは兵員を増強し、合計1000人以上の派兵を実施した^{注74}。10月14日になってようやく政府と野党側の合意が成立し、18カ月後に再度選挙を実施することが決定した^{注75}。

4 - 7 将来の展望

1997年9月にブランタイアにて開催された首脳会議では、反民主主義的な加盟国の行動に対し、マンデラSADC議長が強い懸念を示し、SADC機構の尊重する民主主義的価値を实践しない加盟国に対して経済制裁を課すことを議長の職の辞任をほのめかしながら提案している^{注76}。

これは、カウンダ前大統領の立候補を阻んだチルバ・ザンビア政権と民主制への移行に抵抗を続けるムスワティ・スワジランド国王に対して向けられたものであったが、加盟国の間で経済制裁を求めることはSADCC/SADCが始まって以来なかったことであった。また、SADC安保機関の議長として、SADC首脳会議とは別に独自の活動を行うムガベ・ジンバブエ大統領への不満も取り上げられている。同首脳会議では、役割の確定しない安保機関の活動を停止することが決定された^{注77}が、その後のコン

注 74 Africa Research Bulletin, pp.13239 - 13242, 1 - 30 Sep. 1998

注 75 Africa Research Bulletin, pp.13295 - 13297, 1 - 31 Oct. 1998

注 76 Africa Research Bulletin, p.12809., 1 - 30 Sep. 1997

注 77 WOZA News, 13 Aug. 1998

ゴへの派兵などからムガベ大統領には無視された形になった。1998年3月のマプトでの特別首脳会議はボツワナ、モザンビーク、ナミビアの3大統領による委員会の設立が決定され、2カ月後の5月に安保機関に関する改革案を提出した。その改革案は、5カ国による委員会を基礎として機動性を高め、地域内のあらゆる紛争に介入する機能を持つこと、常設の事務局を設立しないことなどを提案している^{注78}。

SADC安保機関によるコンゴ紛争の調停は頓挫したものの、チルバ・ザンビア大統領やマシレ元ボツワナ大統領などの仲介による和平交渉は継続されており、この点においても、SADCの地域機構としての安全保障上の役割は失われていないと言える。米国国務省も、1999年の6月の時点で「チルバ大統領を指導的な役割におき、SADCは当該紛争終結のためのエンジンとして受け入れられている」との見解を示している^{注79}。同じく、EUもSADCによるコンゴ紛争の和平交渉を評価している。同6月には、SADCにより交渉を主導するように指名されたチルバ大統領の活動のために、265万ユーロの供与がEUとSADCの間で合意されている^{注80}。アフリカによるアフリカの紛争の解決が望ましいならば、日本も米国やEUのような姿勢をとり、地域機構による域内紛争の解決にいささかなりとも支援を行うという可能性を探るべきものと思われる。もちろん、その際の地域機構への支援は2カ国間枠組みでの平和創造への働きかけを何ら否定するものではない。

SADC安保機関の趨勢として、最終的にはムババネで1999年10月に開催されたSADC臨時防衛外交閣僚会議において、同機関がSADC首脳会議に属する下部組織であることが合意され、引き続き、政治防衛安全保障議定書と防衛協定が起草されることになった^{注81}。

注78 FM News Focus(1998)

注79 Susan R. E.(1999)

注80 Zambia Statehouse(1999)

注81 The Namibian(1999)

5. SADC と域外パートナー

5 - 1 SADC 協力の態様

5 - 1 - 1 対事務局協力

前述のように小規模に留められているSADC事務局への支援は国際機関への支援である。形態としては、事務局の経常予算への支援、右のうち、より具体的なものとしてEUなどが行っているような特定のポストの事務局員に必要な人件費の負担、或いは日本が1996年から実施している専門家派遣などの人的貢献などがあげられる。

5 - 1 - 2 対 SCU 協力

SCU(セクター調整部門、1 - 4 - 8(1)参照)は国際機構としてのSADCそのものの機関ではなく、SADC加盟国政府内の一組織である。形態として、SCUの実施する調査やワークショップなどの費用負担や専門家派遣などの人的貢献があげられる。なお、SCUは加盟国の組織であるので、右に対する協力は2国間の枠組みで可能である(ただし、SCUでは、全てのSADC加盟国における当該セクターの調整を担当するため、技術専門家を派遣する際には常に任国外の出張が不可欠となることは注意する必要がある)。

5 - 1 - 3 対 SADC プロジェクト協力

毎年の年次協議で開発パートナー側に報告されるSADC行動計画は、1998年の時点で389件存在する^{注82}。SADC行動計画は地域に貢献する条件で、SCUから提案され閣僚会議において承認された案件である。SADC行動計画には、調査研究やワークショップなどのソフト案件からダムや橋の建設などのハード案件までさまざまなものが存在する。日本が、過去に協力したSPAはそれぞれ1加盟国内で実施されており、日本と被援助国の2国間の枠組みで実施されてきた。現在進行中のザンビアとジンバブエの国境であるチルンドゥ橋の架け替えプロジェクトは初めてのSADC2カ国間にわたるSADCプロジェクトへの協力となる。その実施には、両国政府のみならず運輸通信セクターを担当するモザンビーク政府のSCUとも十分な調整をはかることが望まれる。

^{注82} SADC(1996a)p.45. 1998年7月で389案件存在し、総プロジェクト額は77.7億米ドルに達する。その多くは運輸通信セクターが占め、174件64.7億米ドル(全体の80.27%)となる。総額のうち86.65%に相当する67.4億米ドルを域外からの支援に依存する。

5 - 2 各域外パートナーの協力

5 - 2 - 1 EC/EU

ECのSADCCとの協力は古く、設立時に遡る。特に、後にアパルトヘイトに反対する西ヨーロッパ議員協会(Association of West European Parliamentarians Against Apartheid : AWEPPA)となるヨーロッパの議員は、フロントライン諸国を支持し、SADCCの形成に積極的に協力した。

但し、初期のEC各国の足並みにはばらつきがあり、西独は、ベルリンの地位問題でアンゴラとモザンビークへの支援を留保していたし、イギリスのサッチャー政権は、米国のレーガン政権と共に南アへの制裁に反対し、同時にSADCCへの支援には積極的ではなかった。

SADCCに対するECの支援は、主として長年にわたるSADCC諸国との貿易関係と1975年にEECと66ACP諸国との間で締結されたロメ協定Iに根ざしていた。その後1986年には、特にSADCC諸国に対して、「南部アフリカのACP諸国のための、ロメ協定IIIにおける地域協力資金計画に関する覚え書き」が署名された。

1994年のEU/SADCのプレス・コミュニケ^{注83}によると、1985年から1990年までに実施されたSADCC諸国への協力は、21億ECUにのぼり、そのうち4.6億ECUが欧州投資銀行を経由した。上記2国間援助に加え、EUは1.21億ECUをSADCCの地域協力のために支出した。

1980年代には、年次協議を除いて2度の両者の閣僚会議が開催されている^{注84}。1994年以降は制度化され、EUとSADCは3つのレベルで合同会議を開催している。

合同閣僚会議 およそ2年に一度開催される合同閣僚会議は、両地域諸国の外相の参加により実施される。1994年の第1回会議では、ベルリン宣言とベルリン・イニシアチブが採択され、その後のEU/SADC協力の基礎となっている。1996年10月に、ベルリンに続く会議がウイントフクで、1998年11月にはウィーンで開催されている。

合同上級官僚会議 合同上級閣僚会議は、両地域諸国の上級官僚により毎年開催される。

合同運営委員会(Joint Steering Committee)合同運営委員会は、3つのSADC加盟国、SADC事務局、3つのEU加盟国、欧州委員会の上級官僚及び事務局員によって構成され、1995年6月に初回会合がパリで開催された。同委員会は、ベルリン・イニシアチブの実行ために、上級の2つの会議の準備組織となる。

EUのSADC支援の中核の一つである地域指向プログラム(Regional Indicative Programme : RIP)が、1996年10月にSADC事務局長と欧州委員会委員長の間で取り決められている。RIPによる融資総額は1.21億ECUであり、その合意された内訳は、 インフラ及びサービスに45%、 貿易、投資及び金

注83 European Union / SADC(1994)

注84 1986年にルサカ、1989年にルクセンブルグにおいてEU/SADCC間の外相会談が行われた。Oneworld Europe, Political dialogue between the EU and SADC, Sep. 1999,([http : //www.oneworld.org/ecdpmpubs/wp61_gb.htm](http://www.oneworld.org/ecdpmpubs/wp61_gb.htm))

融に20%、食糧、農業及び天然資源に15%、人材開発に10%、SADC事務局の能力向上に2%、そしてその他に8%となっている。

EUは、地域の麻薬取引対策に積極的に取り組んでおり、ワークショップの開催を実施したり、また、事務局に麻薬問題に関する専門家の派遣も行っている。同様に事務局への支援としてモザンビーク国籍の地雷専門家の人件費を負担している。1998年11月のウィーンにおける合同閣僚会議においても、経済統合などだけでなく、麻薬取引対策、地雷除去、退役軍人の社会復帰対策、HIV/AIDS、児童労働などの問題も討議されている^{注85}。SADCによる域内の安全保障への取り組みへの対応においても、1999年7月にはザンビアによるコンゴ問題調停努力に対し265万ユーロを支援するなど、積極的である。

5 - 2 - 2 Nordic 諸国

Nordic諸国(デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー及びスウェーデン)は、1950年代からのアフリカ解放独立への支持と協力だけではなく、SADCCにとっても特別な支援者であった。1980年代までに、Nordic諸国の2国間援助のうち4分の1以上がSADCC諸国に割り当てられていたし、SADCC設立後にはさらに財政・技術的協力が拡大した。1980年代には、両地域(Nordicとフロンライン諸国及びSADCC)間の外相会議をはじめとする多くの協議が継続して実施された。

1986年には「Nordic諸国及びSADCC加盟国の経済拡大と文化協力に対する共同宣言」が署名されている。Nordic/SADCCイニシアチブと呼称される同共同宣言は、開発援助(調整、経営移転、技術援助を含む)に関する手続き、生産部門(合併及びその他の投資)に対する支援、信用機構、技術移転、文化協力等を規定した。同共同宣言の果実として、Nordic/SADCCの合併企業に対し、財政や情報提供などの便宜を図る機関であるNORSAD基金がルサカに、NORSADエージェンシーがコペンハーゲンに設立された。

1986年の覚え書きに加え、Nordic諸国はSADCとの文化協力に関する覚え書きを1989年1月ルサカにて署名した。Nordic諸国は文化協力におけるSADCの活動支援のため合計100万米ドルの拠出を公約した。この資金の一部はマプトのジャーナリスト研修センターに投入されている。

1996年にヨハネスブルグで実施された合同閣僚会議で、前述のNordic/SADCイニシアチブに替わる新規の協力枠組みとしてNordic/SADC協力を採用した。新規枠組みでは、開発協力政策を含む政策対話とビジネス、貿易及び投資、に焦点が当てられる。

Nordic諸国はEUと同様にSADCとの閣僚会議を定期的に行っているが、EUが隔年の開催であることに対して、Nordic/SADCは年次協議開催時に上級官僚会議を共に毎年実施している。

注85 Oneworld Europe(1999)

5 - 2 - 3 米国

米国はSADCCの設立当初、南部アフリカ地域に対する経済援助を実施する際には、SADCCという地域機構を経由するよりも、明らかに2国間の枠組みに重点を置いていた。それは、冷戦期のアフリカにおける東西対立を反映し、南アの共産主義化を防ぐと同時に南部アフリカの経済発展は南アを抜きにして成り立たないという認識に基づくものであった。

しかし1986年に南アに対する制裁が民主党が多数を占める下院で決議されたところから米国の対SADCC政策は変化した。1986年にはSADCCは閣僚会議議長であるボツワナ副大統領を団長とする使節をワシントンに送り、ブッシュ副大統領の他、国務長官、USAID長官と協議を持った。翌1987年2月の年次協議に参加したUSAID長官は、南部アフリカ経済向上イニシアチブとして数年にわたる援助プログラムを発表した。同年以降、米国は年次協議にハイレベルの代表団を参加させている。1980年代から、米国はSADCCに対して年間5000万米ドルの支援を提供しており、その大部分は運輸通信セクターに割り当てられてきた。事務局に対する支援として、1987年にSADCC事務局長/USAID長官間で375万米ドルの技術支援無償が合意されており、同無償は1990年に更新されている。

1994年に失効した同無償の後を受けて、1995年12月には、SADC事務局長とゴア副大統領の間で覚え書きが署名されている。同覚え書きは、主に事務局に対して調査実施の支援を目的とした1年間の協力を取り決めた。1997年9月にはSADC諸国の国連総会出席使節団との朝食会において、オルブライト国務長官はSADCとの協力を拡大することとして、SADC特別代表の任命と定期的なUS/SADCフォーラムの開催からなる2つの提案を行った^{注86}。

米国による南部アフリカ重視の姿勢は、1998年3月のクリントン大統領の訪問によってそのピークを迎えたが、続く4月には、SADC事務局長とアトウッドUSAID長官との間で地域的プログラムに対する3つの経済協力協定の署名が行われた。それらは、SADC域内の通関手続きの標準化と簡素化(220万米ドル)、SADC内鉄道車両情報システムの構築(910万米ドル)、貿易議定書実施への促進(540万米ドル)であった^{注87}。

USAIDは南部アフリカ地域での政策を形成し、特にSADCとの調整を図るために、1995年3月にハボロネに南部アフリカ地域センター(USAID Regional Center for Southern Africa : USAID RCSA)を開設している。RCSAの1997年から2003年までの地域戦略は3つの戦略的目的と2つの特別目的に分けられる。3つの戦略的目的は、民主主義政治を育成する地域的能力を向上する、障壁の撤廃、規制の自由化を通じた地域市場統合を促進する、持続可能な農業と天然資源管理アプローチを地域的に採用し、土地の安全な利用と生産性を向上させる、ことである。2つの特別目的は、国境を越え

注86 Albright, M. K.(1997)

注87 Botswana Daily News, 3 Apr. 1998

た天然資源の管理に関する地域的能力の向上と より開かれた地域的意思決定能力の向上である^{注88}。また、米国はSADC貿易議定書の実施促進のために、批准国に対して一般特惠制度(Generalized System of Preference : GSP)を付与するという大統領令を発している^{注89}。

米国の対アフリカ政策は、1999年3月にワシントンで開催された21世紀のためのUS/アフリカ・パートナーシップ会議に見られる通り積極的になり^{注90}、翌4月には2日間のUS/SADC フォーラムがハボロネにて実施された。米国側の使節長は国務省経済担当次官であり、商務省、運輸省、国防総省、農業省、司法省、財務省などの代表に加え、USAID、通商代表部及び国家安全保障委員会などのメンバーも参加した。米国の財界からも30社が参加したこのフォーラムでは、各種の分科会が設けられ、HIV/AIDS、小火器密輸、麻薬管理と法、地雷撤去、災害対策、環境と生物学的多様性、及び政治問題などの議題が話し合われた^{注91}。

US/SADC フォーラムのフォローアップとして、1999年9月16日には 対話と政策実施による統合促進のための地域的活動、 地域市場統合促進、 地域経済強化のためのNGO支援、 影響調査、などのために1,520万米ドルの支援が行われた^{注92}。合意文書には、USAID南部アフリカセンター所長とSADC事務局長が署名している。続く同9月28日には、貿易、HIV/AIDS、環境の3分野に対して200万米ドルの支援が約束されるなど、ここ数年に米国のSADC支援は急速に活発化している^{注93}。

5 - 2 - 4 ドイツ

ドイツはSADCとの間で1995年11月に覚え書きに署名し、農業研究訓練、運輸通信、森林管理及び事務局への技術支援(専門家の派遣)について協力を実施した。翌1996年7月にはキンケル外相がSADC事務局長と会談を行った。続く10月には引き続き協力に係る覚え書きが署名され、1997年1月から3年間にわたり、専門家を継続派遣すること、貿易議定書の実施に必要な調査を実施する短期専門家を派遣することなどを決定した。

1998年の6月には、ドイツ経済協力省サブ・サハラ・アフリカ局長を団長とする使節がSADCを訪問し、1998年の両者の協力について協議を行った。協議では、貿易開発と民間セクター促進のために

注88 国際協力事業団(1998)

注89 Susan R. E.(1998)

注90 1999年3月15日から18日までの4日間に及び21世紀のためのUS/アフリカ・パートナーシップ会議は、サブ・サハラ・アフリカから83名の大臣、北アフリカから4名の大臣、8つの地域機構の代表などが集まり、大規模に開催された。18日にはUS/アフリカ閣僚会議が開催され、21世紀に向けたUS/アフリカ・パートナーシップ計画(Blueprint)が採択された。同計画では、アフリカの地域統合の必要性和有用性を強く認識し、米国が引き続き積極的に支援すること、特に翌4月に予定されたUS/SADCフォーラムに向けてSADCと緊密に調整を実施していることなどが記されている。US Department of State(1999) 1999年のパートナーシップ会議に続き、米政府は、2000年の2月にはワシントンでアフリカ・サミット(National Summit on Africa)を開催している。5000人以上の代表団及び参加者を得た同会議では、5日間で広範な課題が論議され、254の政策提言がなされている。APIC(2000)

注91 United States Information Service(1999c), United States Information Service(1999a)

注92 Barney news(2000)

注93 United States Information Service(1999b)

800万独マルクの支援が約束され、それらは、SADC加盟国が貿易議定書実施上の困難に対する技術支援、SADC地域の中小企業に対する知的支援、SADC事務局への民間セクター専門家の派遣、からなる。また、今後の両者の協力は、貿易開発と民間セクターの促進、農業及び天然資源の管理、人材開発、及びSADC機構の能力向上、にまとめられた。

5 - 2 - 5 フランス

フランスのアフリカに対する関心は主に西アフリカに集中していた。1998年6月にシラク大統領がナミビアを訪問した機会に、SADCとの間で合同声明がなされており、奨学金制度や研修、招聘、フランス語研修をSADC事務局員や民間を含むSADC加盟国の国民に提供することや、NGOや労働組合の参加も視野に入れた専門的会議の開催支援、フランス語データベースへのアクセス支援、文化交流の実施、事務局への専門家の派遣などを取り決めた。合同声明は、SADC事務局長と海外協力フランス語圏大臣によってなされている。フランス大統領の南部アフリカ訪問は初めてであり、ナミビアの他、南ア、モザンビーク及びアンゴラを訪問した^{注94}。

5 - 2 - 6 スペイン

スペインは1984年に合意文書を取り交わしてから、SADCに対して主に運輸通信セクターへの支援を実施している。1995年9月には、マドリードにて、SADC事務局長/スペイン国際協力庁長官による覚え書きが締結された。覚え書きは、技術協力、財政支援、奨学金などの教育セクター支援などを取り決めている。

5 - 2 - 7 ASEAN

SADCは1995年4月にASEANに使節を派遣し、地域協力の経験について意見を交換している。両機関は、共に政治的紛争の産物である、共に地域的社会的経済的発展の動力として、捉えられ設立された、地域紛争の予防、解決及び管理のためのフォーラムとして機能している、そして共に分権化されている機構であり加盟国主導である、ことなどを確認し、特に貿易と投資の面での将来の協力を求めている。

5 - 2 - 8 MERCOSUR

南米の地域協力機構であるMERCOSURとSADCとの協議は、1996年12月にシンガポールで開催されたWTO会議に併せて行われた。両機関は、貿易投資に関する意見交換や、両地域の貿易促進を実施することを決定した^{注95}。1998年7月にはSADC議長である南ア大統領がアルゼンチンで行われた

注94 Africa Research Bulletin, pp.13161 - 13162., Jun 1 - 30, 1998

注95 SADC(1996c)

MERCOSUR 首脳会議に出席し、同年10月にはヨハネスブルグで2度目の両機構の協議が行われている。

5 - 2 - 9 英連邦

SADC加盟国の多くは英連邦にも属している。両機構事務局は、1997年11月24日にロンドンの英連邦事務局において覚え書きに署名しており、政治、経済、社会、科学技術、法律、文化など広範な範囲での両機構間の協力を取り決めた。

5 - 2 - 10 国連システム

SADCCは初期の時代から国連との関係を重視し、総会決議による国際社会へのSADCC/SADCに対する協力の呼びかけが特筆される。SADCとの協力に関する国連総会決議は、1982年、1983年、1984年、1985年、1987年、1989年、1991年、1993年、1995年、1996年、1997年、1999年に採択されている。1997年の決議^{注96}の概要は、国際社会及び国連システムの関連機関に対し、SADCが地域経済統合のプロセスをいっそう前進させることができるようSADCへの適当な支援を拡大するようアピール(主文第6項)、現在から新千年紀への地域協力と統合への挑戦をより強く表明する、SADC行動計画の実行を含む経済的政治的達成とSADC内で実施された改革を歓迎(主文第7項)、特に既に民間セクターの積極的な参入により進められているマプト開発回廊などの開発回廊や特別経済区の創設などを国際社会が支援するよう求める(主文第16項)などである。1997年の決議には組み込まれていないが、1987年の決議からほぼ毎年にわたり、年次協議へのハイレベルでの参加をドナー国及び開発パートナーに求めていた。このような国連総会での決議が、SADCC/SADCに対する国際社会の認知を高め、域外の協力を獲得していく上でのプラスの背景となったと思われる。

(1) ユニセフ

SADC/ユニセフ間協力は主にSADC諸国との2カ国間協力である。数年にわたる協議の結果、1994年6月には、SADC事務局長とユニセフ総裁間で覚え書きが署名され、情報の交換や南部アフリカにおける女性や児童の状況についての分析、モニター、啓蒙活動などを実施することを決定した。南部アフリカの児童問題についての合同シンポジウムも開催されている。同シンポジウムの決議ではSADCが児童の生存、保護、発展に関するセクターの設置を考慮するというものであった。両機関の交流にはSADC閣僚会議へのユニセフ代表の出席も含まれる。

(2) 国連難民高等弁務官

国連難民高等弁務官事務局とSADC間の協力は2国間かつ単発ベースで実施されており、主に難民問題と仮避難所を求める人々の現状についての対応であった。両組織は、南部アフリカ地域にかなり

注96 U.N.Doc.A/52/630

の平和が回復したものの、今後難民および政治的保護を求める亡命者問題は増加し続け得ることを共同で認識している。特に難民、政治的保護をもとめる亡命者問題の分野の相互関心事に関する協力を容易にするために覚え書きを交わすことに合意した。SADC事務局と国連難民高等弁務官事務局は覚え書き草案を作成し、調印にむけ準備が整えられている。協力範囲はSADCの特別な関心事である政治組織、防衛と安全保障分野である。

6. 日本の SADC 協力

6 - 1 現在までの協力^{注 97}

6 - 1 - 1 対事務局協力

(1) 拠出金

1995年度から開始されたSADC事務局に対する直接支援として、拠出金供与が始まっている。当初2年間は年間20万ドルが提供されたが、1997年度より、ODA全体の減額を受けて縮小している。拠出金は、SADCの機関である農業センターやSADC加盟国政府の組織であるSCUが実施するワークショップの開催費用に利用された。

1995年度	20万ドル	南部アフリカ農業天然資源研究研修協力センター(SACCAR)による農業関連ワークショップ
1996年度	20万ドル	SACCARによる「伝染性牛肺炎対策」ワークショップ及び産業セクター調整部門による「産業研究開発」ワークショップ
1997年度	18万ドル	観光セクター調整部門による「観光マーケティング」ワークショップ及び産業セクター調整部門による「中小企業振興対策」ワークショップ
1998年度	8.5万ドル	観光セクター調整部門による「SADC統一ビザ導入」ワークショップ

(2) 国際協力事業団専門家派遣

地域開発計画アドバイザーとして国際協力事業団専門家が1996年4月よりSADC事務局に派遣されている。

6 - 1 - 2 対SCU協力

日本はSCUに対しての協力は実施していない。

6 - 1 - 3 対SADCプロジェクト協力

SADC諸国に対する2国間援助が、結果としてSADC行動計画にリストアップされたものを除く場

^{注 97} 日本のSADC加盟国への支援とSADC事務局への支援の比率を計算する。外務省ODA白書(1999)によるSADC加盟14カ国への2国間ODAの総計は3.36億米ドルである。技術協力専門家の派遣費用は個別には公開されていないため、国際協力事業団(1999)p.20、p.116から、1998年度の一人当たりの派遣費を計算する。1998年度では、1,363人の派遣を17,554,058,000円の総派遣費で実施した。これにはSADCに派遣されている長期専門家だけではなく、短期専門家の派遣費用も含まれているものの、頭割りをすれば一人当たりでは約1,300万円となる。これに事務局への拠出金85,000米ドル(1998年度)を加えると、SADC事務局への支援は約203,000米ドルとなる(1米ドル=110円で計算)。極めて大雑把な計算になるが、SADC加盟国への2国間ODAの合計とSADC事務局への支援の比率は、約1600対1である。このことは日本がSADCを過度に重視しているという一部的見解は誤りであり、むしろ依然として、日本は2国間でのみSADC地域への援助を実施していることを明確に顕わしている。

合、つまり意識的なSADCプロジェクトとしてわが国が選択した案件は、ザンビア/ジンバブエ国境に架かるチルンドゥ橋の建設が初めてである。1997年に開発調査が実施され、1999年6月に約15億円の無償資金協力として建設が開始された。同プロジェクトの実施は、SADC事務局に派遣された国際協力事業団専門家の調整業務に負うところが大きい。

6 - 2 課題と提言

EU、Nordic諸国や米国などの多くのドナーが、機構や制度としてのSADCを支援するなかで、日本は南部アフリカに対する協力のためにSADCという視点を取り込むことに大きく遅れをとっていた。SADCが1994年に出版した「南部アフリカ 共通の未来を求めて」における日本による対SADC協力の評価は、「日本は(ソ連、東ドイツなどと並んで)もう一方の開発協力において厳密に2国間アプローチに従っている国である。その政策は、(SADCと日本の)両者の協議によって、変化しつつあると思われる」と記されている^{注98}。1988年4月に、SADCCは日本に地域レベルのアプローチを採用させる試みとして閣僚会議議長を団長とする使節を日本に派遣し、SADCC枠組みでの支援を提案したが、日本側の同意は得られなかった。また、SADCに改組された後の1994年の11月には、ムベンデ事務局長が日本側の招請により訪日したものの、例えば大臣などとのハイレベルな会合も持ち得なかったし、2国間支援を越えたSADCとの新たな協力関係を構築するにも至らなかった。

過去のSADCC及びSADCにおける年次協議には、筆者の調査可能な範囲では、現地大使を超えるレベルでの参加は実現していない。NordicやEU諸国が常に大臣レベルの代表を同会議に派遣している事実と比較すると、日本と他の特にヨーロッパのドナー各国との、SADCに対する認識の違いが鮮明になっている。(1 - 4 - 7(4)参照)

日本は1990年代に入り、積極的にアフリカの開発に関わる姿勢を見せ始めた。欧米の先進国がアフリカに対する援助疲れをおこし、アフリカ自身も構造調整政策の実施により混迷するなかで、アジアでの経済発展の経験を有効に活かそうという試みである。その日本の姿勢は、1993年10月に東京で行われた「第1回アフリカ開発会議(Tokyo International Conference on African Development、以下TICAD1)」で具現化された。同会議で採択された「東京宣言」では、地域協力に関し、アフリカ諸国側のコミットメントの確認とドナー側の支持、そして支援の拡大を明示した。もちろん、TICAD1に参加したドナー国は日本だけではないものの、日本政府側の意思ももちろん反映されているものと考えてよいであろう。

その背景として1991年に国際協力事業団が作成したアフリカ援助研究会報告書があげられる。同報告書では、アフリカ地域諸国の地域協力に対する援助の強化として、

注98 SADC(1994a)p.94.

「アフリカ諸国で、一次産品の先進国に対する輸出への過度の依存を是正するため、アフリカ地域の域内協力を強化しなければならないという機運が最近起きている。わが国としても、これを支援することが望ましいが、この地域協力の実行は未だ緒についたばかりであるので、当面は、次のように対応することが適当と思われる。 アフリカ開発銀行、国連開発計画(UNDP)その他の国際機関とのアフリカ地域協力に関する対話を一層強化すること。 アフリカ諸国に対し、地域協力を勧奨すること。 アフリカ地域の複数の国で組織されている地域協力機構の構成国政府との政策対話を通じて、機構、人事などよりは、小規模ながら地域協力の実効の挙がる施策の実行に重点を移した、現実路線への転換を奨励すること。 地域協力に対する援助を国別に、又は、国際機関を通じて実行するための準備を用意すること。」

が提言された^{注99}。アフリカにおける地域協力機構を検討する上ではSADCC/SADCに関する限り、「この地域協力の実行は未だ緒についたばかりである」という分析は誤りであり、SADCCは1980年代の終わりには既に開発パートナーから、全面的ではないものの、一定の評価を得ていたからである^{注100}。国際協力事業団は、1992年9月には、地域別援助研究として南部アフリカ援助研究会を設置し、SADCとおおよそ重複する地域についての報告を取りまとめた。同報告書においては、ややトーンを落としつつ、日本の援助の取り組みに対する提言として、既存の地域機構に対する支援強化をあげている。

1996年5月には、初めての日本とSADCの閣僚レベルの会談が成立した。南アを訪問した外務大臣が、SADC諸国の外相と昼食をはさんで今後の協力を討議している。SADC側は、2国間援助を地域レベルの支援への格上げとそれに基づく合意文書の形成を提案したと考えられるが会議内容は公開されていない。その後のSADCに対する取り組みの変化は、チルンドゥ橋の建設案件で見られた程度であり、決して制度的に日本が南部アフリカ地域への政策を持ったとは言えないものであった。むしろ、事務局への拠出金は少額であったものが近年更に減額されている。

では、なぜ、続く2つの援助研究会で提案され、TICAD1による東京宣言にも取り入れられた地域機構への協力という課題が現実に実施されなかったのであろうか。まず日本側のアフリカにおける援助実施体制の構造が指摘でき得る。南部アフリカのみならずアフリカ全体に対し、日本は拠点的な在外公館配置を行っており、すべてのアフリカ諸国に大使館を設置しているわけではない。2000年初めの時点でのSADC加盟国それぞれを管轄する日本大使館を列挙すると次のようになる。

注99 国際協力事業団(1991)p.32.

注100 1988年アリユーシャで開催された年次協議で、ジェイコックス世銀副総裁は、"Fortunately, we have a functioning example of how regional cooperation in Africa might work : SADCC."とスピーチしている。SADCC(1988)p.37. スピーチは単に外交修辭的なものとも取り得るが、SADCC/SADCの年次協議には実に多くのハイレベルのドナー参加が実現している。そのドナー各国のコミットメントの大きさは一言では引用のすべもないが、例えば同じ1988年の年次協議に閣僚級の代表を派遣した国は、カナダ、イギリス、デンマーク、ベルギー、フランス、アイルランド、オランダ、ポルトガルなどである(但し、同年の年次協議は特別な年次協議ではない)。

アンゴラ	在ジンバブエ大使館
ボツワナ	在南ア大使館
コンゴ民主	コンゴ(民)大使館
レソト	在南ア大使館
マラウィ	在ザンビア大使館
モーリシャス	在マダガスカル大使館
モザンビーク	在モザンビーク大使館(2000年1月から)
ナミビア	在南ア大使館
セイシェル	在ケニア大使館
南ア	在南ア大使館
スワジランド	在南ア大使館
タンザニア	在タンザニア大使館
ザンビア	在ザンビア大使館
ジンバブエ	在ジンバブエ大使館

つまり、14カ国のSADC諸国を8つの日本大使館が対応しており、かつ、在ケニア大使館や在マダガスカル大使館のように大使館所在地国がSADCに加盟していない場合も存在している。このことは、日本の外交戦略を構築する際にどのように地域的な視点を持ち得るかという点で、それがSADCという視点に限らずとも、非常に困難な状況を生みだしていると言える。通常、在外の大使館は東京の外務本省と連絡を取り、管轄する国における外交活動を決定し執り行うが、外交政策の決定などにおいて、たとえ国が隣接していても同じ地域の大使館と連携を取ることは少ない。例えば、ジンバブエで開催されたSADC関係の会議に在ジンバブエ大使館の職員が出席したとする。その職員が会議配付資料を関係する大使館に送付しようとするならば、その正式ルートは在ジンバブエ大使館－外務本省－7つのSADC関係の大使館となる。つまり、アフリカー日本－アフリカである。資料の量によってはその送付作業は、大きな物理的負担となるだけでなく、情報の共有に関する時間的ロスを少なからず生みだす。外務本省が常にハブになっていることは、情報の共有とそれに基づく外交政策の一本化にとって極めて有効ではあるものの、現場(この場合は大使館)の地域レベルでのコンセンサスの形成を困難にしていることは否めない。また、在ケニア大使館や在マダガスカル大使館のように、大使館所在地国がSADCに加盟していない場合には、特に、SADCを中心に地域レベルの政策を形成するというモチベーションが低下することはやむを得ないであろう。

2国間関係を最善に保つことが外交の第一歩であり、そのために大使館内での限られた人的資源を有効に振り分けることに追われている現状では、各大使館に地域レベルでの視点を常に期待することは困難である^{注101}。貿易量、民間企業の進出度や在留邦人の数を比較しても、アフリカに対する日本の関心や国益がアジア、米国、ヨーロッパに対するそれを超えるとは考えにくいのは事実であろう。

注101 その問題解決の条件の一つは、米国やイギリスなどと比較して極端に少ない日本の外務省及び国際協力事業団などの援助行政官の人員数の増加である。

同様に国際協力事業団の場合も、現地事務所及び本部において、専任の地域担当官を置かずに基本的に国別の捉え方をしており、南部アフリカという地域レベルでの援助政策の形成はなされていない。援助が外交手段の一つとして円滑に実施されるためには、東京の外務本省と国際協力事業団本部の間のみならず、現場のそれぞれの出先機関間においても積極的な情報交換及び意志疎通がなされていないなくてはならないが、現状で複数国に関係する大使館や国際協力事業団事務所がそれを行うとなると、先ほどの資料の共有化の過程ひとつを考えても非常に煩雑な業務を経る必要がある。

日本側だけではない。SADC 事務局も日本の援助に対して大きな期待をかけていない現実もある。それは、1980年代から日本に2国間援助のみの協力を柔軟化するように働きかけているにもかかわらず、日本側が右に答えてこなかった経緯や、数少ないSADC事務局員は大口のスポンサーであるEU、Nordic諸国や米国の協力による案件の処理に十二分に多忙であること、1995年からようやく始まった日本の事務局への拠出額が期待に反して小さかったことなどがあげられよう。もし、現時点において、SADC事務局が日本側のアプローチに積極的に応えてこないことがあるとすれば、それは過去の経緯を反映していると考えて良いであろう。

1998年10月には、5年の歳月を経て、2度目の東京アフリカ開発会議(TICAD2)が開催され、80カ国、40国際機関、22NGOの参加を得た。会議では、「東京行動計画」が採択されており、日本政府は同計画を日本の対アフリカ外交の礎とする意思表明を行っている^{注102}。東京行動計画では、アフリカ開発へのアプローチとして地域的な協力と統合を取り上げており、

「1980年のラゴス行動計画採択以来、アフリカ諸国は開発を推進するための重要な手段として地域的な協力と統合を重視してきた。ますます世界の統合化が進む中で、部分的な地域及び地域のグループ化によって、世界規模の投資家の注目度が高まり、越境貿易と投資が促進され、生産及びマーケティングのコストが減少する。アフリカ諸国と開発パートナーは、貿易取り決めに自由化し、地域的な物的なインフラ及び地域資本市場と研究機関を含む地域的な組織を発展させ、共通の環境問題に取り組み、感染症を抑制し、そして紛争を予防、管理、解決するための地域的な協力の重要性を認識する。地域的な機関の能力を高め、強化し、また、アフリカの部分的な地域における経済グループ化計画を更に実施していくためには、域外からの支援が不可欠である。」^{注103}

と、地域機構による活動、特に経済グループ化のための域外からの支援の必要性を強調している。また、平成11年度のアフリカ大使会議では、紛争への対応に限定しているものの、SADC等の地域機関への支援強化を提言している^{注104}。実現を期待したい。

注102 外務省(1999)

注103 TICAD2(1998)

注104 外務省(2000)

アフリカに限定されたことではないと思われるが、開発協力は現在、統合と分化が発生している。統合は、世銀などが主導するセクター投資計画のように被援助国のあるセクター内の開発援助計画をまとめるセクター単位の統合や、1999年末からIMFが導入した貧困削減成長ファシリティ(Poverty Reduction Growth Facility : PRGF)などのように被援助国の全てのセクターを貧困削減に向けて統合するものもある。南部アフリカ地域においては、SADCの枠組みにおける地域としての取り組みの進展が、統合と言えるであろう。

分化とは、援助主体と被援助主体の多様化である。従来は中央政府对中央政府の問題であった開発援助が、国連などの国際機構はともかくとしても、地域的国际機構、地方公共団体、民間団体、NGO、労働組合など多くの担い手によって実施されるようになったことである。南部アフリカの問題の多くは国境線にさえぎられないものも多い。その場合に、他の有力なドナーはSADCという受け皿を活用しており、その中で地域的な課題(HIV/AIDS、国際犯罪、麻薬、運輸通信システム、貿易、金融、投資など)を取り上げている。

日本が地域的視点を持つためには、まず必要な地域レベルの情報を収集でき得るシステムを新設しなくてはならない。将来的にはUSAID・RCSAのような地域センターを設置することが必要となろう。また、今後の政策形成を進めるためには、これまでに地域内の諸国自身により、あるいは他のドナーとの協調のなかで築き上げてきた過去の成果を正確にふまえないと、それは独りよがりな援助になってしまう。オーナーシップとパートナーシップ、援助協調が重要であるということを尊重し、実践することが求められる。

前述の通り、現状では外務省と国際協力事業団共に地域担当者がいないため、情報の統合がなされていない。EUやNordic諸国、米国は、開発や市場統合などの問題だけではなく、SADCと民主化、外交問題や安全保障についても継続して協議を進めている。外交上も重要な課題を取り扱っていると言える。対SADC支援については外務省と国際協力事業団に各々1人の専任担当者がおかれるだけでも状況は大きく変化するであろうと思われる。また、大使館や国際協力事業団の事務所が入手した情報は、大学や研究機関などにも積極的に提供することで関係分野での研究も進展し得る。地域的な情報の収集は、その情報の分析と研究に引き継がれる必要がある。

地域レベルでの趨勢を把握する目的も兼ねての、SADCに対する今後の援助の可能性としては、SCUへの技術専門家の派遣が考えられる。各セクターの専門家を当該SCUに派遣することは、セクター担当国との2国間の枠組みで可能である。SCUに派遣された専門家は、SADC加盟国が必要とする研修案件などの発掘をすることができる。また、事務局への拠出金の運用と、SADC事務局とのパイプ役として現在の専門家派遣は継続するべきであろう。SADC事務局派遣の専門家に対しては、常に日本のSADC地域への2国間の援助の動向をもインプットし、事務局を通じたプレイアップを図ることが必要である。

SADCへのEU、米国のあと押しは1990年代後半に入って特に強くなってきている。現在までと同じ様に日本の支援がなくとも、地域機構としてのSADCが崩壊することはあり得ない。米国がUSAID南部アフリカ・イニシアチブで記しているとおり^{注105}、「地域の議論は、地域協力と統合が求められるべきか否かではなく、むしろ、いつ、どのセクターで、どの制度的取り組みのなかでということなのである」。少なくとも南部アフリカ地域に関しては、地域協力と統合が確実に進行しており、これまで地域で捉えた方がより良い解決につながると理解されていた問題の多くは、既にSADCと他のドナーとの間で協議されている。アフリカ支援を強化する方向を打ち出すわが国は、南部アフリカ地域に対する認識及び政策を早急に形成することが必要となっている。

注 105 USAID(1999)

参考文献

- ・ 小倉充夫(1995)『労働移動と社会変動 - ザンビアの人々の営みから』有信堂
- ・ 小田英郎(1996)『国際関係の中のアフリカ』小田編『アフリカ』自由国民社
- ・ 小田英郎(1996)『独立と国家建設』小田編前掲書
- ・ 外務省(1999)TICAD News Vol.3 November
([http : //www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/area/africa/news9911.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/area/africa/news9911.html))
- ・ 外務省(2000)平成 11 年度アフリカ大使会議 2000 年 3 月 1 日
([http : //www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/area/africa/africa_k.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/area/africa/africa_k.html))
- ・ 鴨武彦(1996)『ポスト冷戦化の国際連合 - 国際安全保障機能及び役割の変化と改革構想』『国際法外交雑誌』第 94 巻第 5・6 合併号、国際法学会
- ・ 国際協力事業団(1991)アフリカ援助研究会報告書
- ・ 国際協力事業団(1994)南部アフリカ援助研究会報告書
- ・ 国際協力事業団(1998)SADC 派遣国際協力事業団専門家報告 1998 年 8 月 19 日付
- ・ 国際協力事業団(1999)国際協力事業団事業実績表 平成 11 年 3 月現在
- ・ 高橋基樹(1994)『アパルトヘイト解体後の南部アフリカにおける地域市場統合』『FORUM』No.14、国際開発センター
- ・ 林晃史編(1984)『フロントライン諸国と南部アフリカ解放』アジア経済研究所
- ・ 林晃史(1998)『南部アフリカ開発調整会議(SADCC)』林晃史編『アフリカ援助と地域自立』アジア経済研究所
- ・ 林晃史(1999)『南部アフリカ政治経済論』アジア経済研究所
- ・ 林晃史(2000)『1999 年南部アフリカの回顧と展望』『月刊アフリカ』1 月号
- ・ 松田竹男『国際連合の集団安全保障 - その歴史、現状、課題』『国際法外交雑誌』第 94 巻第 5・6 合併号、国際法学会
- ・ 松本祥志(1995)『アフリカ経済共同体と国際法』『札幌学院法学』13 巻 2 号
- ・ 最上敏樹(1996)『国際機構論』東京大学出版会
- ・ 矢内原勝編(1973)『「アフリカナイゼーション」の意味と現実』アジア経済研究所
- ・ Albright, M. K.(1997)*Remarks to Southern African Development Community*
([http : //secretary.state.gov/www/statements/970925a.html](http://secretary.state.gov/www/statements/970925a.html))
- ・ Amoako(1996)*Statement by Dr. K. Y. Amoako, UN Under-Secretary General and Executive Secretary, ECA*, 20 Nov. 1996, Abidjan, Cote d'Ivoire
- ・ APIC(2000)*USA : Summit Documents 1*
([http : //www.africapolicy.org/docs00/sum0002a.htm](http://www.africapolicy.org/docs00/sum0002a.htm))

- Barney news(2000)*US makes SADC \$15.2m development grant* 17 Sep. 1999
([http : //www.barney.co.za/news/sept99/usaid17.htm](http://www.barney.co.za/news/sept99/usaid17.htm))
- Balassa B.(1961)" The Theory of Economic Integration" London, Allen & Unwin,
- Chitala, D.(1987)"The Political Economy of the SADCC and Imperialism's Response", in Amin S., Chitala D. and Ibbo Mandaza(eds.), *SADCC Prospects for Disengagement and Development in Southern Africa*, London, the United Nations University
- Clapham, C.(1996)"Africa and International System, Cambridge" Great Britain at the University Press
- CNN News(1998)*Congolese rebels, ministers gather for peace talk* 20 Nov. 1998
- Davies, R., Keet, D. and Nkulu, M.(1993)"Reconstructing Economic Relations with the Southern African Region : Issues and Options for Democratic South Africa", *a Discussion Document prepared for the Macroeconomic Research Group by the Centre for Southern African Studies*, Cape Town, University of Western Cape
- EU Representative in Zambia(1996)*Statement*(1996 年 11 月 21 日付)
- European Union / SADC(1994)*Press Communiqué*, 27 Jan., 94
- FM News Focus(1998)9 Oct. 1988,([http : //www.fm.co.za/98/1009/focus/sadc.htm](http://www.fm.co.za/98/1009/focus/sadc.htm))
- Government of Zambia(1996)ザンビア副大統領によるプレスリリース(1996 年 11 月 14 日付)
- Grieco, J. M.(1997)"Systematic Sources of Variation in Regional Institutionalization in Western Europe, East Asia, and the Americas", in E. D. Mansfield and H. V. Milner(eds.)*The Political Economy of Regionalism*, New York, Columbia University Press
- Griffiths, I.L.(1994)"Southern Africa : the Wind of Change, the Atlas of African Affairs" 2nd edition Witswaterstrand, Witswaterstrand University Press.
- Gumende, A.(1995)"New rules to join the SADC club" *Southern African Economist*, Vol.8 No.1, Feb/Mar 95, SADC Press Trust, Harare
- Johnson, P. & Martin, D.(1989)*Apartheid Terrorism*, Indiana University Press
- Kahler, M.(1992)"Multilateralism with Small and Large Numbers" *International Organization*, 46
- Kapungu, L. T(1994)"The Role of SADC" *The Organisation of African Unity after Thirty Years* Westport, Praeger Publishers
- Mandaza, I & Tostenen, A.(1994)*Southern Africa : In Search of a Common Future* Gaborone, Printing and Publishing Company of Botswana
- Mandela, N.(1993)"South Africa's Future Foreign Policy" *Foreign Affairs*, Vol. 72 No.5, Nov./Dec.
- OAU(1996)*African Economic Community, Economic and Social Commission, Report of the Ministers 1st Ordinary Session*, OAU, Abidjan, Cote d'Ivoire, 20-21 November 1996.
- Østergaard T.(1993)"Classical Models of Regional Integration - what Relevance for Southern Africa", in Odén B.(ed.)(1993)
- Odén, B.(ed.)(1993)*Southern Africa after Apartheid* Uddevalla, Bohuslingens Boktryckeri

- Oneworld Europe(1999)*Political dialogue between the EU and SADC*, Sep. 1999
([http : //www.oneworld.org/ecdpm/pubs/wp61_gb.htm](http://www.oneworld.org/ecdpm/pubs/wp61_gb.htm))
- Panafrican News Agency(2000)*Eight Sign SADC Trade Protocol 9 Feb. 2000*,
([http : //www.africanews.org/south/20000209/20000209/_feat5.html](http://www.africanews.org/south/20000209/20000209/_feat5.html))
- Saasa, O. S.(ed. X 1991a)*Joining the Future - Economic Integration and Co-operation in Africa*, Nairobi, African Centre for Technology Studies
- Saasa, O. S.(1991b)"SADCC industrial co-operation and donor support", in Saasa(ed. X 1991a)
- Saasa, O. S(1991c)"Economic co-operation and integration among developing countries : An overview", in Saasa(ed. X 1991a)
- SADC(1992a)*Towards Economic Integration*, Printing & Publishing Company Botswana, 1992, p.27, 1992 年 SADCC 年次協議議事錄。
- SADC(1992b)*Treaty of The Southern African Development Community*, SADC Secretariat
- SADC(1992c)*Towards The Southern African Development Community*, SADC Secretariat
- SADQ 1993a)*A Frame Work and Strategy for Building the Community*, Gaborone, Mmegi Publishing House
1993 年 SADCC 年次協議議事錄
- SADQ 1993b)*Regional Relations and Cooperation Post-Apartheid*, Gaborone, Botswana Cooperative Union Printers
- SADC(1994a)*Southern Africa in Search of a Common Future*, SADC Secretariat
- SADC(1994b)*Handbook*, Gaborone, SADC Secretariat
- SADC(1995)*SADC : Resources - Institutions and Capacity for Integration* Gaborone, Associated Printers
1995 年 SADCC 年次協議議事錄
- SADC(1996a)*Annual Report July 1995 - June 1996* Gaborone, 1996 年 SADC 年次報告
- SADC(1996b)*Consultative Conference on Trade and Investment* Gaborone, Associated Printers 1996 年 SADCC 年次協議議事錄
- SADQ 1996c)*Press Conference by SADC Executive Secretary Dr. Kaire Mbuende* Gaborone, 17 Dec. 1996
([http : //www.un.org/ga/documents/gares52/res52204.htm](http://www.un.org/ga/documents/gares52/res52204.htm))
- SADC(1996d)*Press Release, SADC Ministers Meet in Gaborone* 19 Jan. 1996
- SADC(1996e)*Towards Enhanced Trade and Investment in the Southern African Development Community* (SADC)Gaborone 1996 年 SADC 年次協議配布資料
- SADC(1996f)*Communique of the 1996 SADC Summit of Heads of State or Government* 28 Jun. 1996
- SADC(1998)*Communique of the 1998 SADC Summit of Heads of State or Government* 14 Sep. 1998
- SADCC(1980)*Southern Africa : Toward Economic Liberation* SADCC Secretariat
- SADCC(1981)*Memorandum of Understanding on the Institutions of the Southern African Development Co-ordination Conference* SADCC Secretariat

- SADCC(1988)Development of Infrastructure and Enterprise / The proceedings of the Annual Consultative Conference held in Arusha,
- SADCC(1992)*Towards Economic Integration*, Gaborone Printing & Publishing Company Botswana 1992
年 SADCC 年次協議議事録
- Susan R. E.(1998)US-Africa Relations, 29 Oct. 1998
([http : //www.state.gov/www/regions/africa/rice_981029.html](http://www.state.gov/www/regions/africa/rice_981029.html))
- Susan R. E.(1999)*Central African Conflict and its Implications for Africa and for the Future of US Policy Goals and Strategies* 8 June. 1999
([http : //www.state.gov/www/policy_remarks/1999/990608_rice_conflict.html](http://www.state.gov/www/policy_remarks/1999/990608_rice_conflict.html))
- The Namibian(1999)*SADC agrees defence organ 'part of body'* 29 Oct. 1999
([http : //www.africanews.org/south/stories/19991029_feat1.html](http://www.africanews.org/south/stories/19991029_feat1.html))
- TICAD2(1998)21 世紀に向けたアフリカ開発東京行動計画
- U.N.Doc.A/52/630([http : //www.un.org/ga/documents/gares52/res52204.htm](http://www.un.org/ga/documents/gares52/res52204.htm))
- United States Information Service(1999a)*Ratification of Trade Protocol may be US-SADC Forum Topic* 8 Apr. 1999([http : //www.usia.gov/regional/af/sadc/040802.htm](http://www.usia.gov/regional/af/sadc/040802.htm)),
- United States Information Service(1999b)*US-SADC Pact to Fund Trade and Investment Activities in Region* 28 Sep. 1999([http : //www.usia.gov/regional/af/sadc/a9113004.htm](http://www.usia.gov/regional/af/sadc/a9113004.htm))
- United States Information Service(1999c)*First US-SADC Forum to be held in Gaborone* 6 Apr. 1999
([http : //www.usia.gov/abtusia/posts/SF1/wwwhpr1m.html](http://www.usia.gov/abtusia/posts/SF1/wwwhpr1m.html)),
- US Department of State(1996)米国務省スポークスマン発表ニュースリリース、NR/423/05/31/96、
(1996 年 5 月 31 日付)
- US Department of State(1998)Press Statement, 24 Aug. 1998
([http : //secretary.state.gov/www/breifings/statements/1998/ps980824a.html](http://secretary.state.gov/www/breifings/statements/1998/ps980824a.html))
- US Department of State(1999)*US-Africa Ministerial : Blueprint for A US-Africa Partnership for the 21st Century* 18 Mar. 1999([http : //www.state.gov/www/regions/africa/blueprint.html](http://www.state.gov/www/regions/africa/blueprint.html))
- US Embassy in Zambia(1996)在ザンビア・米国大使館発ステートメント(1996 年 11 月 21 日付)
- USAID(1999)*Initiative for Southern Africa*([http : //www.info.usaid.gov/democracy/afr/isa.html](http://www.info.usaid.gov/democracy/afr/isa.html))
- USAID(2000)*Initiative for Southern Africa Budget* ([http : //www.info.usaid.gov/pubs/cp2000/afr/isa.html](http://www.info.usaid.gov/pubs/cp2000/afr/isa.html))
- WOZA News, 13 Aug. 1998,([http : //www.woza.co.za/news/congoefforts.htm](http://www.woza.co.za/news/congoefforts.htm))
- WOZA News, 28 Aug. 1998,([http : //www.woza.co.za/forum/congoo.htm](http://www.woza.co.za/forum/congoo.htm))
- Zambia Statehouse(1999)*The European Union Gives Support to the Lusaka Peace Process* 28 Jul. 1999
([http : //www.statehouse.gov.zm/99072801_new.htm](http://www.statehouse.gov.zm/99072801_new.htm))

本文中に条約を引用する場合には、条約原文の番号付けをそのまま利用した。(例 a), b), など)

Treaty of the Southern African Development Community(SADC 条約)

序文

我々、アンゴラ人民共和国、ボツワナ共和国、レソト王国、マラウィ共和国、モザンビーク共和国、ナミビア共和国、スワジランド王国、タンザニア連合共和国、ザンビア共和国及びジンバブエ共和国の国家元首及び政府代表は、

1980年4月1日、ルサカにおける南部アフリカ独立諸国政府の宣言である「南部アフリカ - 経済的解放に向けて」に定められた目的を考慮し、

1992年8月、ウイントフックにおける南部アフリカ国家元首又は政府の宣言である、当該地域に開発共同体を設立する約束を確認した「南部アフリカ開発共同体へ向けて」の原則の追求のため、

共通の行動を通じ、南部アフリカの人民の発展と幸福を確保することを決定し、

地域の調和のとれた安定しかつ衡平な発展のために我々の国家経済の相互依存と統合を促進する義務を意識し、

経済統合の枠組みの中で、国家、国家間及び地域の政策、計画及びプロジェクトの実行を促進するため、自己及び国際資源を有効利用する必要性を確信し、

協調行動により、国際的な理解、支援及び協力を確保することに専念し、

特に民主的権利の保証と、人権の遵守及び法の支配を通じ、地域の国民を発展及び統合の過程の中心に据える必要性に留意し、

常に相互依存の拡大する世界において、地域の国家間における相互理解、善隣外交及び有意義な協力が、これら理想の実現にとって不可欠であることを認識し、

1980年4月のラゴス行動計画及びラゴス最終文書、並びに1991年6月3日にアブジャにおいて署名されたアフリカ経済共同体設立条約を考慮に入れ、

国家間の関係を規律する国際法の原則に留意し、南部アフリカ開発共同体(SADC)という国際機関を設立することを決定し、ここに以下の通り合意した：

第1章

第1条 定義

本条約においては、文脈上他の解釈が必要とされない限り：

1. 「条約」とは、本 SADC 設立条約を意味する；
2. 「議定書」とは、本条約と同じ法的効力を持つ本条約の履行のための文書を意味する；
3. 「共同体」とは、本条約第2条によって設立される経済統合のための機構を意味する；
4. 「地域」とは、SADC 加盟国の地理的領域を意味する；
5. 「加盟国」とは、SADC の加盟国を意味する；
6. 「首脳会議」とは、本条約第9条によって設立される SADC の国家元首あるいは政府代表からなる首脳会議を意味する；
7. 「締約国」とは、国家元首あるいは政府代表、もしくは正当に権限を委任された代表により、共同体設立のために代表される国家を意味する；
8. 「閣僚理事会」とは、本条約第9条によって設立される SADC の閣僚理事会を意味する；
9. 「事務局」とは、本条約第9条によって設立される SADC 事務局を意味する；
10. 「事務局長」とは、本条約第10条(7)により任命される SADC の事務局長を意味する；
11. 「常設委員会」とは、本条約第9条によって設立される SADC の常設委員会を意味する；
12. 「裁判所」とは、本条約第9条によって設立される共同体の裁判所を意味する；
13. 「セクター別委員会」とは、本条約第38条に規定される委員会を意味する；
14. 「セクター調整部門」とは、本条約第38条に規定される部門を意味する；
15. 「常設委員会」とは、本条約第9条によって設立される事務レベルの常設委員会を意味する；
16. 本条約第26条に規定される「基金」とは、いかなる時にも、SADC の計画、プロジェクト及び活動のために利用可能な資金を意味する。

第2章 設立と法的地位

第2条 設立

1. 本条約により、締約国は南部アフリカ開発共同体(以下 SADC と記す)を設立する。
2. SADC の本部はボツワナ共和国のハボロネとする。

第3条 法的地位

1. SADC は国際機構であり、契約を締結し、動産あるいは不動産を取得、所有し、もしくは処分し、かつ訴訟の当事者となる権能を備えた法人格を有する。
2. 各加盟国の領域内において SADC は、本条1項に従って、必要に応じてその機能を果たす法的能力を有する。

第3章 原則、目的及び一般的約束

第4条 原則

SADC と加盟国は次の原則に従って行動しなければならない：

- a) すべての加盟国の主権平等；
- b) 連帯、平和及び安全保障；
- c) 人権、民主主義及び法の支配；
- d) 衡平、調和及び相互利益；
- e) 紛争の平和的解決；

第5条 目的

1. SADC の目的は：

- a) 発展と経済成長を達成し、貧困を緩和し、南部アフリカの人民の生活水準及び質を高め、地域統合により社会的に不利益を蒙っているものを支援すること；
- b) 共通の政治的価値、制度及び機構を発展させること；
- c) 平和と安全保障を促進し防衛すること；
- d) 全体的な自立と加盟国間の相互依存を基礎として、自立した発展を促進すること；
- e) 国家的及び地域的戦略及び計画の補完性を達成すること；
- f) 地域の生産的雇用及び資源の有効利用を促進し、かつ最大化すること；
- g) 天然資源の持続可能な利用及び環境の実効的保護を達成すること；
- h) 地域の人民の長年にわたる歴史的、社会的及び文化的類似性と連帯を強化し、高めることである。

2. 本条1項に規定された目的の達成のため、SADC は：

- a) 加盟国の政治的及び社会経済的な政策及び計画を調和させ、；
- b) 地域の人民及びその組織が率先して地域全体の経済的、社会的及び文化的連帯を発展させ、かつSADCの計画及びプロジェクトの実施に完全に参加するよう奨励し、；
- c) SADCとその組織の計画の実施及び活動に必要な資源を動員するため適当な組織及び機構を創造し、；
- d) 加盟国間において、資本、労働、商品及びサービス、また、地域の人民一般の自由移動を阻害する障害を漸進的に撤廃することを目的とする政策を発展させ、；
- e) 人的資源の発達を促進し、；
- f) 技術の発達、移転及び熟達を促進し、；
- g) 地域協力を通じ、経済運営及び実績を向上し、；
- h) 加盟国の国際関係の調整と調和を促進し、；
- i) 国際的理解、協力及び支援を確保し、地域への公的及び民間資源の流入を活性化し、；
- j) 本条約の目的の推進のために加盟国が決定するその他の活動を発展させる。

第6条 一般的約束

1. 加盟国はSADCの目的の達成を促進するための適当な方策を採用し、その原則の維持、その目的の達成及び本条約の規定の実行を危うくする恐れのあるいかなる措置もとってはならない。
2. SADC及び加盟国は、性別、宗教、政治的見地、人種、民族的出生、文化及び障害の理由によっていかなる人も差別してはならない。
3. SADCはいかなる加盟国に対しても差別を行ってはならない。
4. 加盟国は本条約の統一的適用を確保するために必要なすべての手段をとらなければならない。
5. 加盟国は本条約に国内法の効力を与えるために必要な全ての手段を講じなければならない。
6. 加盟国はその義務の履行のために、SADC組織と協力し、支援しなければならない。

第4章 加盟国の地位

第7条 加盟国の地位

この序文に挙げられている諸国は本条約の署名及び批准によってSADCの加盟国となる。

第8条 新規加盟国の承認

1. 本条約序文に掲載されていないいかなる国家も、原加盟国の承認及び条約への同意により、SADCの加盟国となりうる。
2. 前記の国家がSADC加盟国となることの承認は、首脳会議の全会一致の決定によって行われる。
3. 首脳会議は、そのような国家の新規加盟国としての承認及び条約への加盟の手続きを決定しなければならない。
4. SADCの加盟国としての地位にはいかなる留保も付してはならない。

第5章 機関

第9条 機関設立

1. 次に挙げる機関をここに設立する。
 - a) 首脳会議；
 - b) 閣僚理事会；
 - c) 常設委員会；
 - d) 事務レベル常設委員会；

- e) 事務局；及び
 - f) 裁判所。
2. 他の機関は必要に応じ設立される。

第 10 条 首脳会議

1. 首脳会議はすべての加盟国の国家元首あるいは政府代表からなり、SADCの最高政策決定機関である。
2. 首脳会議はSADC 機能の全体的政策方針及び機能の管理に責任を持つ。
3. 首脳会議は本条約条項の実施のための法的文書を採用する；ただし、首脳会議はこの権限を閣僚理事会又は首脳会議が適当とみなす SADC の他の機関に委任しうる。
4. 首脳会議は、加盟国より、ローテーション方式により、合意された任期中、議長及び副議長を選出する。
5. 首脳会議は少なくとも年 1 回開催される。
6. 首脳会議は必要に応じ、常設委員会や他の組織、委員会及び機関の設置を決定する。
7. 首脳会議は、閣僚理事会の勧告により、事務局長及び事務局次長を任命する。
8. 本条約において他の規定がない限り、首脳会議の決定はコンセンサス方式で行われ拘束力を持つ。

第 11 条 閣僚理事会

1. 閣僚理事会は各加盟国からの1名の大臣により構成される。その大臣は、経済計画もしくは財政に責任を持つことが望ましい。
2. 閣僚理事会の義務は：
 - a) SADC の機能発展状況の概観すること；
 - b) SADC 政策の実行及び適切な計画の実施の概観すること；
 - c) SADCの全体的政策及び効率的かつ調和のとれた機能及び発展状況につき首脳会議に勧告すること；
 - d) SADC の政策、戦略及び活動計画を承認すること；
 - e) SADC の中で下位に属する組織の運営を指示、調整及び監視すること；
 - f) 協力のセクター分野を規定し、セクター別活動の調整の義務を加盟国に割り当て、あるいはその義務を再割り当てすること；
 - g) 必要に応じて、独自の委員会を創設する；
 - h) 事務局長及び事務局次長の職に任命されるべき人物を首脳会議に推薦すること；
 - i) SADC の諸組織の職員の職務規定及び条件を定めること；
 - j) SADCの目的及び計画を促進するために適当な会議及びその他の会合を開催すること；及び
 - k) 首脳会議又は本条約によって定められたその他の任務を遂行することである。
3. 閣僚理事会の議長及び副議長は、それぞれSADCの議長職及び副議長職を務める加盟国

から任命される。

4. 閣僚理事会は少なくとも年1会開催される。
5. 閣僚理事会は首脳会議に対し報告し、責任を持つ。
6. 閣僚理事会の決定はコンセンサス方式で行われる。

第12条 常設委員会

1. 常設委員会は、定められたセクターにおいて、協力及び統合のための政策及び計画を指導し、調整するために設立される。
2. 各常設委員会の構成、権能、機能、手続き及びその他の事項は首脳会議によって承認される適当な議定書に定められる。
3. 常設委員会は事務局と緊密に活動する。
4. 常設委員会は首脳会議に対し報告し、責任を持つ。

第13条 事務レベル常設委員会

1. 事務レベル常設委員会は各加盟国からの1名の事務次官又は右に相当する官僚により構成される。経済計画省又は大蔵省の官僚であることが望ましい。
2. 事務レベル常設委員会は閣僚理事会に対する技術的諮問委員会である。
3. 事務レベル常設委員会は閣僚理事会に対し報告し、責任を持つ。
4. 事務レベル常設委員会の議長及び副議長は、それぞれ閣僚理事会の議長職及び副議長職を務める加盟国から任命される。
5. 事務レベル常設委員会は少なくとも年1会開催される。
6. 事務レベル常設委員会の意志決定はコンセンサス方式で行われる。

第14条 事務局

1. 事務局はSADCの主要執行組織であり、その責務は：
 - a) SADC計画の戦略的発案及び運営；
 - b) 首脳会議及び閣僚理事会の決定の実施；
 - c) SADC会合のとりまとめ及び運営；
 - d) 財政的及び一般的事務；
 - e) SADCの代表及び促進；及び
 - f) 加盟国の政策及び戦略の調整及び調和である。
2. 事務局は事務局長を長とする。
3. 事務局は時に応じ閣僚理事会が決定するその他の職員を有する。

第15条 事務局長

1. 事務局長は閣僚理事会に対し次の責任を持つ：
 - a) 加盟国の政府及び他の組織との協議及び調整；

- b) 閣僚理事会又は首脳会議の指示に従って、又は彼(女)の独自のイニシアティブにより SADC の目的の促進及びその実績の高揚を目的とする手段を実施する；
 - c) SADC の目的の伸張のために他の機構との協力を促進する；
 - d) 首脳会議、閣僚理事会、事務レベル常設委員会及び首脳会議又は閣僚理事会の指示により開催される他の会合をとりまとめ及び支援する；
 - e) SADC の財産の管理をする；
 - f) 閣僚理事会によって定められる職務規定の手続き及び期間と条件に則り、事務局職員を任命する；
 - g) 事務局の事務及び財務；
 - h) SADC とその組織の活動の年次報告の準備；
 - i) 閣僚理事会に対し提出する予算及び監査済み会計の準備；
 - j) SADC の外交的及びその他の代表；
 - k) SADC の広報及び促進；
 - l) 時に応じ、首脳会議及び閣僚理事会によって決定されるその他の機能。
2. 事務局長は常設委員会及び他の組織と緊密に連絡を取り、合意された政策、戦略、計画及びプロジェクトの共立及び調和を種々のセクターにおいて確保するよう、SADC の行動を主導、支援及び監視する。
 3. 事務局長は 4 年間の任期で任命され、4 年間を越えない任期で再任されうる。

第 16 条 裁判所

1. 裁判所は本条約及び補完的文書の規定への遵守と適切な解釈を確保するために、かつ付託された紛争に判決を下すために設立される。
2. 裁判所の構成、権能、機能、手続き及びその他の事項は首脳会議によって承認される議定書に定められる。
3. 裁判所の構成員は特定の任期を持って任命される。
4. 裁判所は首脳会議又は閣僚理事会が付託する事項に関し勧告的意見を与える。
5. 裁判所の決定は最終的で拘束力を持つ。

第 17 条 特別な約束

1. 加盟国は SADC、事務局長及び SADC のその他の職員の国際的性格及び責任を尊重し、それらの機能の執行に当たり、影響力を及ぼそうとしてはならない。
2. その義務の履行の際に、裁判所の構成員、事務局長及び SADC のその他の職員は、SADC の国際的性格に専心し、加盟国又は SADC 外部の当局から指示を求め又は受けてはならない。SADC のみに責任を有する国際的職員の地位と相容れないいかなる行動も取ってはならない。

第6章 会合

第18条 定数

SADC の組織のすべての会合の定数はその構成員の3分の2とする。

第19条 意志決定

本条約に別段の規定がない限り、SADC の組織の意思決定はコンセンサス方式とする。

第20条 手続き

本条約に別段の規定がない限り、SADC の組織は自らの手続き規則を決定する。

第7章 協力

第21条 協力の範囲

1. 加盟国は、調和、衡平及び相互利益を基礎として、地域発展及び統合を育成するために必要なすべての分野において協力する。
2. 加盟国は、適当なSADCの組織を通じ、協力の範囲の中で加盟国全体のマクロ経済及びセクター政策、戦略、計画及びプロジェクトを合理化及び調和させる。
3. 本条約の規定に従って、加盟国が合意する協力の範囲は：
 - a) 食料安全保障、土地及び農業；
 - b) インフラ及びサービス；
 - c) 産業；貿易、投資及び金融；
 - d) 人的資源開発、科学及び技術；
 - e) 天然資源及び環境；
 - f) 社会福祉、情報及び文化；及び
 - g) 政治、外交、国際関係、平和及び安全保障。
4. 協力の追加的範囲は閣僚理事会によって決定される。

第22条 議定書

1. 加盟国は、協力と統合の目的、範囲及び組織的構造を定めた、各協力の分野において必要な議定書を締結する。
2. 各議定書は、閣僚理事会の勧告に基づき、首脳会議によって承認され、それ以後本条約の一部を構成する。
3. 各議定書は、当事国によって、署名、批准されなければならない。

第 23 条 非政府組織(NGO)

1. 本条約の目的の追求のため、SADCは、地域統合の過程に、地域の国民及びNGOを完全に参加させることを求める。
2. SADCは、地域のコミュニティ、組織及び人民の間の緊密な関係を育成するための協力の分野において、本条約の目的に貢献する地域の人民及びNGOのイニシアティブと協力し、これを支援する。

第 8 章 他の国家、地域的及び国際機構との関係

第 24 条

1. 第 6 条 1 項の規定に従い、加盟国及び SADC は、SADC 及び本条約の規定の目的と両立する目的を持つ他の国家、地域的及び国際機構と良い共働関係と他の協力形態を維持し、協定を締結しうる。
2. 加盟国とSADCの開発努力を支持する他の政府及び機構との間で、計画及びプロジェクトの実行におけるSADCの政策及び戦略を検討し、実績を評価し、将来の協力計画を特定し、合意するために会議及びその他の会合を開催しうる。

第 9 章 資源、資金及び資産

第 25 条 資源

1. SADCはその計画及びプロジェクトの実行のために必要な、自己及び他の資源の動員に責任を負う。
2. SADC は地域開発のための資源の実効的調達及び効率的運用に必要な組織を創設する。
3. SADC が、拠出、貸与、無償及び贈与の形式で取得した資源は SADC の財産である。
4. SADCの資源は、SADCと関係する加盟国との間で相互に合意された条件により、本条約の目的の追求のために加盟国が利用しうる。
5. SADC の資源は最も効率的及び衡平な方法で利用されなければならない。

第 26 条 資金

SADCの資金は加盟国の拠出金、SADC企業からの収入及び地域的及び非地域的な財源からの収入により構成される。

第 27 条 資産

1. SADC 又はその代理により取得された動産及び不動産は、その場所に関わらず、SADC の資産を構成する。

2. SADCの支援の下で加盟国が取得した財産は、本条約本条3項、第25及び34条に従い、当該加盟国に属する。
3. SADCの支援の下で加盟国が取得した資産は、衡平原則に基づき全ての加盟国が利用しうる。

第10章 財政的規定

第28条 予算

1. SADCの予算は加盟国の拠出金、及び閣僚理事会が決定する他の財源により充当される。
2. 加盟国は、閣僚理事会での合意された配分によりSADC予算に拠出しなければならない。
3. 事務局長は、事務局及び常設委員会の歳入と支出の概算を準備させ、会計年度の開始する3カ月前までに閣僚理事会に提出しなければならない。
4. 閣僚理事会は会計年度の開始までに歳入と支出の概算を承認する。
5. SADCの会計年度は閣僚理事会によって決定される。

第29条 外部監査

1. 閣僚理事会は、各会計年度の初めに、外部監査員を任命し、費用及び報酬を決定する。
2. 事務局長は、事務局及び常設委員会の監査済み年次会計報告を準備させ、承認のために閣僚理事会に提出する。

第30条 財政規則

事務局長は、財政規則、議事規則及びSADCに関する事項の運営のための規則を準備させ、承認のために閣僚理事会に提出する。

第11章 特権及び免除

第31条

1. SADCの組織及び職員は、加盟国の領域内において、本条約の下でのそれらの機能の適切な実施に必要な特権及び免除を持ち、それは類似する国際機関に付与される特権及び免除と同等のものでなければならない。
2. 本条により付与される特権及び免除は議定書に規定される。

第 12 章 紛争の解決

第 32 条

本条約の解釈又は適用から生ずるいかなる紛争も、友好的に解決できない場合は、裁判所に付託される。

第 13 章 制裁、脱退及び解散

第 33 条 制裁

1. 以下の場合、加盟国に制裁が課される：
 - a) 本条約によって課される義務の達成を、適当な理由なく執拗に怠った場合；
 - b) SADC の原則及び目的を害する政策を実行した場合；又は
 - c) 自然災害又はその経済に重大な影響を及ぼした例外的な状況で、かつ、首脳会議により免除の適用を受けている場合を除いて、SADC への拠出金の支払いを1年以上行わない場合。
2. 制裁は、首脳会議により場合に応じて決定される。

第 34 条 脱退

1. SADC から脱退を希望する加盟国は、SADC 議長に書面を以て1年以上前にその意思を通知し、議長は他の加盟国にこれを通知する。
2. 通知期間の終了を以て、加盟国は、その通知が撤回されない限り、SADC の加盟国としての地位を終了する。
3. 本条約1項に規定された1年間の通知期間の間、SADC から脱退を希望する加盟国は本条約の規定を遵守し、その義務に拘束され続ける。
4. 脱退した加盟国は SADC の解散まで、財産あるいは諸権利を主張する資格を持たない。
5. 脱退した加盟国内にある SADC の資産は、SADC の財産であることを継続し、その利用は可能なままである。
6. 本条約の下、加盟国に課された義務は、その義務の遂行に必要な限り、いかなる国家の加盟国としての資格終了後も存続する。

第 35 条 解散

1. 首脳会議は全ての構成員の4分の3以上の賛成を得た決議により、SADC あるいはその組織の解散を決定し、その債務の取り扱い及び資産の処分の条件を決定しうる。
2. どの加盟国も閣僚理事会に対し事前の検討のための SADC の解散を提案しうる。但し、その提案は、全ての加盟国が十分に承知し、かつ閣僚理事会への提出から12カ月が経過した後でなければ、決定を行うために首脳会議に提出されない。

第 14 章 条約の改正

第 36 条

1. 本条約の改正は、首脳会議の全ての構成員の 4 分の 3 以上の決定によって採択される。
2. どの加盟国も事務局長に対し、閣僚理事会の事前の検討のために、本条約の改正を提案しうる。但し、その提案は、全ての加盟国が十分に承知し、かつその通達から 3 カ月が経過した後でなければ、事前の検討のために閣僚理事会に提出されてはならない。

第 15 章 言語

第 37 条

SADC の作業用語は英語及びポルトガル語、及び閣僚理事会の決定するその他の言語である。

第 16 章 保留条項

第 38 条

本条約の発効の直前に存在する南部アフリカ開発調整会議のセクター別委員会、セクター調整部門又は他の組織、義務又は取り極めは、本条約の条項に両立する限り、閣僚理事会又は首脳会議が別段の決定を行うまでの間、本条約により設立又は定められたものとして、存続し、運営され、加盟国又は SADC を拘束する。

第 17 章 署名、批准、発効、加入及び寄託者

第 39 条 署名

本条約は締約国により署名されなければならない。

第 40 条 批准

本条約は署名国がその憲法上の手続きに従って批准されなければならない。

第 41 条 発効

本条約は序文に記された国家の 3 分の 2 が批准書を寄託した後、30 日後に発効する。

第 42 条 加入

本条約は、本条約第 8 条により、いかなる国家も加入しうる。

第 43 条 寄託者

1. 本条約、議定書及び全ての批准書と加入書は、SADCの事務局長に寄託され、事務局長は全ての加盟国にその認証謄本を送付する。
2. 事務局長は本条約を国際連合及びアフリカ統一機構の事務局に登録する。

第 18 章 覚書の終了

第 44 条

本条の発効により、1981年7月20日の南部アフリカ開発調整会議の組織の覚え書きは効力を失う。

以上の証拠として、我々、国家元首もしくは政府代表は本条約に署名した。

1992年8月17日に、ウイントフクで、共に等しく正文である英語及びポルトガル語の2つの原本を作成した。

アンゴラ人民共和国	ボツワナ共和国
レソト王国	マラウイ共和国
モザンビーク共和国	ナミビア共和国
スワジランド王国	タンザニア連合共和国
ザンビア共和国	ジンバブエ共和国

Memorandum of Understanding(SADCC 覚え書き)

[覚え書きは、1981年7月20日にハラレで署名され、1982年7月22日にハボロネで第3条2項が改正された]

南部アフリカ開発調整会議(以下、SADCC)の国家元首及び政府代表、つまり、

アンゴラ人民共和国；
ボツワナ共和国；
レソト王国；
マラウィ共和国；
モザンビーク人民共和国；
スワジランド王国；
タンザニア連合共和国；
ザンビア共和国；及び
ジンバブエ共和国 は、

1980年4月1日にルサカにおいて署名された宣言である「南部アフリカ - 経済的解放に向けて」と、特に、前述の宣言中に確言された以下の開発目的の追求のため、

- (a) 南アに限定しないが、特に同国への経済依存からの脱却；
- (b) 真性、衡平な地域統合を創造する連携の案出；
- (c) 国家、国家間、域内の政策の実行の促進のための資源の動員；
- (d) 経済的解放へ向けた戦略の枠組みにおける国際的協力の獲得のための協調行動；

次の通り合意した。

第1条 機関

SADCC の機関は：

- a) 国家元首及び政府代表首脳会議(以下、首脳会議)
- b) 閣僚理事会(以下、理事会)
- c) 分野別常設委員会
- d) 事務レベル常設委員会(以下、常設委員会)
- e) 事務局、である。

第2条 首脳会議

1. 首脳会議はすべての加盟国の国家元首あるいは政府代表からなり、SADCCの最高政策決定機関であり、SADCC機能の全体的指示及び管理並びに目的の達成に責任を持つ。
2. 首脳会議は少なくとも年1会開催される。
3. 首脳会議は、合意された期間の間、加盟国より議長を決定する。
4. 首脳会議の決定はコンセンサス方式で行われる。

第3条 閣僚理事会

1. 各加盟国は、理事会に対し、SADCCの総合政策、一般的状況、機関の監視及び計画実施の監視に責任を持つ閣僚の1名を任命する。
2. 閣僚理事会の議長は、首脳会議の議長職を務める加盟国から任命される。副議長職は、理事会の構成員より選出され、その任期は2年である。
3. 理事会は少なくとも年1会開催される。
4. 理事会はSADCCの作業計画を採用し、特定分野における活動を調整するよう加盟国を任命する。
5. 理事会は協力する政府及び機関と年次協議を開催する。
6. 理事会は首脳会議に対し報告し、責任を持つ。
7. 理事会は、その裁量により、諸機能分野での計画のために閣僚委員会を任命する。閣僚委員会は理事会に対し報告する。
8. 理事会の決定はコンセンサス方式で行われる。

第4条 分野別常設委員会

1. 南部アフリカ運輸通信委員会(SATCC)に加え、首脳会議は諸機能分野での計画のために、他の常設委員会を設立しうる。
2. 上記の各分野別常設委員会は理事会が採用し、加盟国が批准又は加盟する協約によって規律される。
3. 分野別常設委員会は理事会に対し報告する。

第5条 常設事務レベル委員会

1. 理事会に対し責任を持つ常設事務レベル委員会を設立する。
2. 常設委員会の議長及び副議長は、それぞれ理事会の議長職及び副議長職を務める加盟国から任命される。
3. 常設委員会は少なくとも年1会開催される。
4. 常設委員会は理事会に対し報告する。
5. 理事会は、諸機能分野での計画のため事務レベルの小委員会を任命し、SADCC加盟国政府に対し会合を開催し、それらの小委員会の作業を調整するよう指示しうる。
6. 常設委員会の意志決定はコンセンサス方式で行われる。

第6条 事務局

1. 事務局を設立する。
2. 事務局の行政上の長は事務局長である。
3. 事務局長及び副事務局長は、理事会の勧告に従い、首脳会議にて任命される。
4. 事務局長は、以下の機能に関し、理事会に対し責任を持つ：
 - a) SADCC 機関との一般的なサービス及び連絡
 - b) SADCC の任務の実施調整
 - c) SADCC の財産の管理
 - d) 時に応じ、理事会によって承認されるその他の機能
5. 事務局長は、理事会に対し報告し、責任を持ち、また、SADCCの活動につき年次報告を理事会に提出しなければならない。
6. 事務局は理事会によって時に応じ任命されるその他の職員を持つ。理事会は事務局長に対し、職員を特定の職務に任命する権限を与えうる。
7. 職員規則は理事会によって承認される。

第7条 予算

1. 事務局の運営費は加盟国によって、理事会での合意される比率に従い、負担される。
2. 事務局長は、会計年度の開始の3カ月より前に、理事会に予算を準備し、提出しなければならない。
3. 会計規則は理事会によって承認される。
4. 事務局の会計年度は7月1日から6月30日までである。

第8条 外部監査

理事会は、各会計年度の初めに、外部監査員を任命し、費用及び報酬を決定する。

第9条 法的能力

SADCCは、各加盟国の領域内において、その法律に反しない範囲で、必要に応じて本覚え書きの下に機能を果たす法的能力を有する。

第10条 特権及び免除

理事会によって規定される事務局長及び副事務局長、及びその他の事務局職員は、加盟国の領域内において、それらの機能の実施に必要な特権及び免除を持つ。

第11条 事務局の国際的性格

1. その義務の履行の際に、事務局長及び職員は、加盟国又はSADCC外部の当局から指示を求め又は受けてはならない。それらは、SADCCのみに責任を有する国際的職員としての地位と相容れないいかなる行動も取ってはならない。

2. 加盟国は、事務局長及び職員の国際的性格及び責任を尊重し、それらの機能の執行に当たり、影響力を及ぼそうとしてはならない。

第12条 定数

事務局を除く、SADCの組織のすべての会合の定数はその加盟国の3分の2とする。

第13条 署名及び発効

1. 本覚え書きは全ての国家元首及び政府代表による署名により発効する。
2. 本覚え書き序文に記載されていない国家は、本覚え書きに同意することにより SADCC に加盟しうる。加盟書は、本条4項に基づき、事務局に寄託される。
3. SADCCの加盟国としての地位にはいかなる留保も付してはならない。
4. SADCCの加盟国となる意図のある、本覚え書き序文に記載されていない国家は、本覚え書きの発効後に、首脳会議の議長にその加盟国となる要望を通知する。SADCCへの新規国家の加入承認は、加盟国のコンセンサスに拠り、新規加盟国の加入は、事務局により加入書が受理された日に発効する。

第14条 改正

1. 首脳会議は、本覚え書きをコンセンサスによって改正しうる。
2. どの加盟国も事務局長に対し、理事会の事前の検討のために、本覚え書きの改正を提案しうる。但し、その改正提案は、全ての加盟国が十分に承知し、かつ3カ月が経過した後でなければ、事前の検討のために閣僚理事会に提出されてはならない。

第15条 紛争の解決

本覚え書きの解釈又は適用から生ずるいかなる紛争も、交渉、調停又は他の手段によって解決できない場合は、いずれの紛争の当事者によっても決定のため首脳会議に付託しうる。首脳会議の決定は最終的で拘束力を持つ。

第16条 義務

本覚え書きの下、加盟国に課された義務は、その義務の遂行に必要な限り、いかなる国家の加盟国としての資格終了後も存続する。

第17条 手続き

SADCの組織はそれぞれの手続き規則を決定する。